

令和 2 年 第 1 回

茨城県後期高齢者医療広域連合議会

定 例 会 会 議 録

茨城県後期高齢者医療広域連合議会



令和 2 年第 1 回  
茨城県後期高齢者医療広域連合議会 定例会会議録

目 次

|                          |    |
|--------------------------|----|
| 招集告示                     | 1  |
| 議員出席表                    | 2  |
| 説明員出席者                   | 3  |
| 議会事務局職員出席者               | 3  |
| 提出議案一覧                   | 4  |
| ◎ 議事日程（2月21日）            | 5  |
| 開会宣告                     | 7  |
| 諸般の報告                    | 7  |
| 日程第1 議席の指定について           | 9  |
| 日程第2 会議録署名議員の指名について      | 9  |
| 日程第3 会期の決定について           | 10 |
| 広域連合長の挨拶                 | 10 |
| 日程第4 副議長の選挙について          | 11 |
| 日程第5 上程及び提案理由説明          |    |
| 〔議案第1号から議案第14号及び報告第1号まで〕 | 12 |
| 日程第6 上程及び提案理由説明          |    |
| 〔議案第15号〕                 | 15 |
| 日程第7 上程及び提案理由説明          |    |
| 〔報告第2号〕                  | 15 |
| 日程第8 上程議案に対する質疑          |    |
| 〔議案第1号から議案第14号及び報告第1号まで〕 | 16 |
| 日程第9 上程議案に対する質疑          |    |
| 〔議案第15号〕                 | 22 |
| 日程第10 上程議案に対する質疑         |    |
| 〔報告第2号〕                  | 22 |
| 日程第11 一般質問               | 23 |

|       |                                                  |    |
|-------|--------------------------------------------------|----|
| 日程第12 | 上程議案に対する討論及び表決<br>[議案第1号から議案第14号及び報告第1号まで] ..... | 29 |
| 日程第13 | 上程議案に対する討論及び表決<br>[議案第15号] .....                 | 36 |
| 日程第14 | 上程議案に対する討論及び表決<br>[報告第2号] .....                  | 37 |
| 日程第15 | 閉会中所管事務調査について .....                              | 37 |
|       | 閉会宣告 .....                                       | 38 |
| 会議録署名 | .....                                            | 39 |
| 参考資料  | 議案等審議結果一覧表 .....                                 | 41 |
|       | 議案等質疑通告一覧表 .....                                 | 43 |
| 上程議案等 | .....                                            | 45 |



令和 2 年 第 1 回

茨城県後期高齢者医療広域連合議会

定例会会議録



茨城県後期高齢者医療広域連合議会





茨城県後期高齢者医療広域連合告示第4号

令和2年第1回茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会を下記のとおり招集する。

令和2年2月6日

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊田 稔

記

1 日 時 令和2年2月21日 午後2時

2 場 所 水戸市笠原町978番26 茨城県市町村会館

以 上

議 員 出 席 表

令和２年第１回定例会

| 議席<br>番号 | 議員の氏名   | 第１日   | 議席<br>番号 | 議員の氏名   | 第１日   |
|----------|---------|-------|----------|---------|-------|
|          |         | ２月21日 |          |         | ２月21日 |
| 1        | 安 藏 栄   | ○     | 23       | 仁 平 正 巳 | ○     |
| 2        | 蛭 田 三 雄 | ○     | 24       | 桜 井 広 美 | ○     |
| 3        | 福 田 一 夫 | ○     | 25       | 松 戸 千 秋 | ○     |
| 4        | 黒 川 輝 男 | ○     | 26       | 田 谷 文 子 | ○     |
| 5        | 池 田 正 文 | ○     | 27       | 潮 田 新 正 | ○     |
| 6        | 稲 葉 里 子 | ○     | 28       | 小野田 トシ子 | ○     |
| 7        | 鴻 巣 義 則 | ○     | 29       | 鈴 木 義 浩 | ○     |
| 8        | 原 部 司   | ○     | 30       | 高 埜 栄 治 | ○     |
| 9        | 岡 野 一 男 | ○     | 31       | 古 川 よし枝 | ○     |
| 10       | 菊 池 勝 美 | ○     | 32       | 笹 目 雄 一 | ○     |
| 11       | 坪 和 久 男 | ○     | 33       | 田 家 勇 作 | ○     |
| 12       | 今 井 路 江 | ○     | 34       | 坂 本 純 治 | ○     |
| 13       | 大 関 久 義 | ○     | 35       | 藺 部 一   | ○     |
| 14       | 石 井 めぐみ | ○     | 36       | 河 野 健 一 | ○     |
| 15       | 遠 藤 憲 子 | ○     | 37       | 大 森 勝 夫 | ／     |
| 16       | 神 谷 大 蔵 | ／     | 38       | 飯 田 洋 司 | ○     |
| 17       | 三 瓶 武   | ○     | 39       | 久保谷 実   | ○     |
| 18       | 坂 本 仙 一 | ○     | 40       |         |       |
| 19       | 箕 輪 昇   | ／     | 41       | 宮 本 直 志 | ○     |
| 20       | 市 川 和 代 | ○     | 42       | 鈴 木 喜一郎 | ／     |
| 21       | 大 貫 道 夫 | ○     | 43       | 飯 田 進   | ○     |
| 22       | 筒 井 かよ子 | ○     | 44       | 井 原 正 光 | ○     |



説 明 員 出 席 者（地方自治法121条第1項）

|           |               |
|-----------|---------------|
| 広域連合長     | 豊 田 稔（北茨城市長）  |
| 副広域連合長    | 小 谷 隆 亮（大洗町長） |
| 事 務 局 長   | 根 本 智恵子       |
| 監 査 委 員   | 小 沼 均         |
| 事 務 局 次 長 |               |
| 兼会計管理者    | 佐 川 正 城       |
| 事 業 課 長   | 尾 花 浩 二       |

議 会 事 務 局 職 員 出 席 者

|        |         |
|--------|---------|
| 議会事務局長 | 山 口 恵 一 |
| 書 記    | 根 本 政 人 |

## 提 出 議 案 一 覧

- 議案第 1 号 茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 号 茨城県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 議案第 3 号 茨城県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の制定について
- 議案第 4 号 茨城県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の制定について
- 議案第 5 号 茨城県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の制定について
- 議案第 6 号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第 7 号 令和 2 年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 議案第 8 号 令和 2 年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 9 号 令和元年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）
- 議案第10号 令和元年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 報告第 1 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（訴えの提起）
- 議案第11号 訴えの提起について
- 議案第12号 訴えの提起について
- 議案第13号 茨城県後期高齢者医療広域連合第 3 次広域計画の一部改定について
- 議案第14号 茨城県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求めることについて
- 議案第15号 茨城県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求めることについて
- 報告第 2 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（茨城県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任）



# 議 事 日 程

2 月 2 1 日



茨城県後期高齢者医療広域連合議会



令和 2 年 第 1 回  
茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会  
議 事 日 程

令和 2 年 2 月 21 日（金）

午後 2 時開議

開会宣告

諸般の報告

日程第 1 議席の指定について

日程第 2 会議録署名議員の指名について

日程第 3 会期の決定について

広域連合長の挨拶

日程第 4 副議長の選挙について

日程第 5 議案第 1 号 茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 2 号 茨城県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

議案第 3 号 茨城県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の制定について

議案第 4 号 茨城県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の制定について

議案第 5 号 茨城県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の制定について

議案第 6 号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第 7 号 令和 2 年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

議案第 8 号 令和 2 年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

議案第 9 号 令和元年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）

議案第 10 号 令和元年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

- 報告第 1 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
- 議案第11号 訴えの提起について
- 議案第12号 訴えの提起について
- 議案第13号 茨城県後期高齢者医療広域連合第 3 次広域計画の一部改定  
について
- 議案第14号 茨城県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求  
めることについて
- 日程第 6 議案第15号 茨城県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求  
めることについて
- 日程第 7 報告第 2 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
- 日程第 8 上程議案に対する質疑  
【議案第 1 号から議案第14号及び報告第 1 号まで】
- 日程第 9 上程議案に対する質疑  
【議案第15号】
- 日程第10 上程議案等に対する質疑  
【報告第 2 号】
- 日程第11 一般質問
- 日程第12 上程議案に対する討論及び表決  
【議案第 1 号から議案第14号及び報告第 1 号まで】
- 日程第13 上程議案に対する討論及び表決  
【議案第15号】
- 日程第14 上程議案等に対する討論及び表決  
【報告第 2 号】
- 日程第15 閉会中所管事務調査について  
閉会宣告

午後 2 時 0 1 分

## 開会宣告

○議長（安藏栄君） それではご報告を申し上げます。

ただいまの出席議員数は39名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和2年第1回茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

## 諸般の報告

○議長（安藏栄君） この際、諸般の報告をいたします。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付してありますとおりでございますので、ご了承をお願いいたします。

地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため、本定例会の会議に出席を求めた者の職氏名は、お手元に配付してあります説明員出席者のとおりでありますので、ご了承をお願いいたします。

次に、議員の異動についてご報告申し上げます。

大洗町議会選出の今村和章議員、ひたちなか市議会選出の深谷寿一議員、高萩市議会選出の大森要二議員、小美玉市議会選出の市村文男議員、八千代町議会選出の上野政男議員、下妻市議会選出の須藤豊次議員、茨城町議会選出の福田茂議員、東海村議会選出の越智辰哉議員、潮来市議会選出の飯島康弘議員、取手市議会選出の染谷和博議員、河内町議会選出の諸岡周示議員が選出元市町村において任期満了となりましたことをご報告いたします。

これにより、各選出元市町村において広域連合議会議員補欠選挙が執り行われ、令和元年11月8日に大洗町議会の坂本純治議員、令和元年11月14日にひたちなか市議会の三瓶武議員、令和元年11月29日に高萩市議会の坪和久男議員、令和元年12月2日に小美玉市議会の笹目雄一議員、令和元年12月12日に八千代町議会の宮本直志議員、令和元年12月23日に下妻市議会の原部司議員、令和元年12月23日に茨城町議会の田家勇作議員、令和2年2月7日に東海村議会の河野健一議員、令和2年2月13日に潮来市議会の箕輪昇議員、令和2年2月17日に取手市議会の石井めぐみ議員が当選されましたことをご報告いたします。

なお、河内町議会選出議員につきましては、広域連合議会議員補欠選挙が執り行われていないため欠員となっております。

それでは、当選されました方々からご挨拶をいただきます。

初めに、坂本純治議員からご挨拶をお願いいたします。

○ **3 4 番**（坂本純治君） 皆様こんにちは。

昨年10月20日の選挙で7期目当選をさせていただきました坂本純治と申します。

初めての後期高齢者の議会でありますけれども、十二分に勉強させていただきながら、皆さんとともに議決をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。本日はありがとうございます。よろしくお願いいたします。〔拍手〕

○ **議長**（安藏栄君） ありがとうございます。

続きまして、三瓶武議員からご挨拶をお願いいたします。

○ **1 7 番**（三瓶武君） 皆様こんにちは。

ひたちなか市議会選出の三瓶武です。11月14日に選出されました。皆さんとともに頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。〔拍手〕

○ **議長**（安藏栄君） ありがとうございます。

続きまして、坪和久男議員からご挨拶をお願いいたします。

○ **1 1 番**（坪和久男君） 高萩市議会議員から選出されました坪和久男でございます。

一生懸命、この会のほうに尽くしてまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。〔拍手〕

○ **議長**（安藏栄君） ありがとうございます。

続きまして、笹目雄一議員からご挨拶をお願いいたします。

○ **3 2 番**（笹目雄一君） 皆さん、こんにちは。

小美玉市議会から選出されました笹目雄一でございます。皆さんとともに頑張っていまいりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。〔拍手〕

○ **議長**（安藏栄君） ありがとうございます。

続きまして、宮本直志議員からご挨拶をお願いいたします。

○ **4 1 番**（宮本直志君） こんにちは。

八千代町議会の宮本でございます。どうぞよろしくお願い致します。

私も年をとりまして、2回目の委員でございますので、ひとつよろしくお願い申し上げます。〔拍手〕

○ **議長**（安藏栄君） ありがとうございます。

続きまして、原部司議員からご挨拶をお願いいたします。



○ **8 番**（原部司君） 皆さん、こんにちは。

下妻市議会選出の原部司でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。〔拍手〕

○ **議長**（安蔵栄君） ありがとうございます。

続きまして、田家勇作議員からご挨拶をお願いいたします。

○ **3 3 番**（田家勇作君） 皆さん、こんにちは。

茨城町議会議員の田家です。未熟ではございますが、ひとつ今後ともよろしくお願いをいたします。〔拍手〕

○ **議長**（安蔵栄君） ありがとうございます。

続きまして、河野健一議員からご挨拶をお願いいたします。

○ **3 6 番**（河野健一君） 皆さん、こんにちは。

東海村議会選出の河野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。〔拍手〕

○ **議長**（安蔵栄君） ありがとうございます。

続きまして、石井めぐみ議員からご挨拶をお願いいたします。

○ **1 4 番**（石井めぐみ君） 皆さんこんにちは。

取手市議会選出の石井めぐみと申します。今回から初めて参加させていただきますので、一生懸命勉強していきますので、どうぞよろしくお願いいたします。〔拍手〕

○ **議長**（安蔵栄君） ありがとうございます。

箕輪昇議員は本日欠席となっております。

---

## 日程第 1 議席の指定について

○ **議長**（安蔵栄君） 日程第 1、議席の指定を行います。

このたび当選されました議員の議席を、会議規則第 4 条第 1 項の規定により、議長において、ただいま着席のとおり指定いたします。よろしくお願いをいたします。

---

## 日程第 2 会議録署名議員の指名について

○ **議長**（安蔵栄君） 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 80 条の規定により、議長において、17 番三瓶武議員、18 番坂本仙一議員、以上 2 名を指名いたします。

---

### 日程第 3 会期の決定について

○議長（安藏栄君） 次に、日程第 3、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。

今期定例会の会期は、本日 1 日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藏栄君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日と決しました。

---

### 広域連合長の挨拶

○議長（安藏栄君） この際、広域連合長から発言を求められておりますので、これを許します。

広域連合長豊田稔君。

〔広域連合長 豊田稔君 登壇〕

○広域連合長（豊田稔君） 令和 2 年第 1 回茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し述べます。

議員の皆様方におかれましては、本日は大変ご多用中のところご出席をいただきましてありがとうございます。また、日ごろから後期高齢者医療制度の円滑な運営にご協力をいただいておりますことに深く感謝を申し上げる次第であります。

さて、高齢者医療制度をめぐる動きといたしましては、昨年 5 月には健康保険法等の一部改正により、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施が法律に位置づけられ、この 4 月から施行されます。これを受け、第 3 次広域計画を改定し、令和 2 年度からの実施を予定している市町村及び医療関係団体等と連携をし、事業の円滑な実施に向けて支援してまいります。

また、国において、後期高齢者の医療費負担のあり方について一定所得以上の高齢者について 2 割負担へ引き上げる方向性が示され、所得基準などの検討がなされてお

ります。広域連合として適時適切に対応できるよう、国における議論の行方を注視してまいり所存であります。

令和２年度におきましても、積極的に保健事業や医療費適正化事業に取り組み、予防と健康づくりに努めてまいり所存でございます。

本日は、保険料率改定を含む条例案を初め、令和２年度予算案など17件の重要案件についてご審議をいただくことになっております。何とぞよろしくお願いを申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（安藏栄君）　ありがとうございました。

---

#### 日程第４　副議長の選挙について

○議長（安藏栄君）　次に、日程第４、副議長の選挙を行います。

お諮りをいたします。

選挙の方法といたしましては、地方自治法第118条第２項の規定により、指名推選の方法によりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藏栄君）　ご異議なしと認めます。よって、副議長の選挙方法は指名推選と決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藏栄君）　ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。

それでは指名いたします。

副議長に、田家勇作議員を指名いたします。

お諮りをいたします。

ただいま指名いたしました田家勇作議員を副議長の当選人と定めることにご異議ご

ざいせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藏栄君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました田家勇作議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました田家勇作議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選を告知いたします。

それでは、田家勇作副議長からご挨拶をお願いいたします。

○副議長（田家勇作君） ただいま副議長になりました、茨城町議会議長の田家です。

未熟ではございますが、今後ともよろしく願いをいたします。ありがとうございます。〔拍手〕

○議長（安藏栄君） ありがとうございます。

---

|      |       |                                              |
|------|-------|----------------------------------------------|
| 日程第5 | 議案第1号 | 茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
|      | 議案第2号 | 茨城県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について |
|      | 議案第3号 | 茨城県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の制定について   |
|      | 議案第4号 | 茨城県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の制定について      |
|      | 議案第5号 | 茨城県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の制定について          |
|      | 議案第6号 | 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について         |
|      | 議案第7号 | 令和2年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計予算                    |
|      | 議案第8号 | 令和2年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算             |
|      | 議案第9号 | 令和元年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）             |

|        |                                         |
|--------|-----------------------------------------|
| 議案第10号 | 令和元年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） |
| 報告第1号  | 専決処分の報告及び承認を求めることについて                   |
| 議案第11号 | 訴えの提起について                               |
| 議案第12号 | 訴えの提起について                               |
| 議案第13号 | 茨城県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の一部改定について          |
| 議案第14号 | 茨城県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求めることについて      |

○議長（安藏栄君） 次に、日程第5、議案第1号から議案第14号及び報告第1号、以上15件を一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藏栄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第14号及び報告第1号、以上15件を一括議題とすることに決しました。

それでは、ただいまの15件について提出者から提案理由の説明を求めます。

広域連合長豊田稔君。

〔広域連合長 豊田稔君 登壇〕

○広域連合長（豊田稔君） それでは、提案理由の説明を申し述べます。

議案第1号、後期高齢者医療に関する条例の改正につきましては、令和2年度及び令和3年度の特定期間における保険料率を定めるなど、所要の改正を行うものであります。

議案第2号、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定につきましては、会計年度任用職員制度の導入に伴い、会計年度任用職員の給与等を定めるものであります。

議案第3号、職員の分限に関する条例の制定につきましては、地方公務員法の規定に基づき、職員の分限に関する手続及び効果を定めるものでございます。

議案第4号、職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の制定につきましては、地方公務員法の規定に基づき、職員の懲戒の手続及び効果を定めるものであります。

議案第5号、職員の育児休業に関する条例の制定につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の規定に基づき、職員の育児休業等に関し、必要な事項を定めるものであります。

議案第6号、会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、会計年度任用職員制度の導入に伴い、関係条例を整備するものであります。

議案第7号、令和2年度一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億7,751万6,000円とするものでございます。

議案第8号、令和2年度特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,383億4,015万4,000円とするものであります。

議案第9号、令和元年度一般会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,299万9,000円を減額するものでございます。

議案第10号、令和元年度特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ36億9,182万6,000円を減額するものでございます。

報告第1号、専決処分の報告及び承認を求めることにつきましては、議会招集の時間的余裕がなかったことから、地方自治法の規定に基づき、専決処分を行ったものであります。内容といたしましては、第三者行為による損害賠償請求の訴訟であります。

議案第11号及び第12号、訴えの提起につきましては、第三者行為による損害賠償金を請求する相手方に対し、訴えの提起をすることについて、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第13号、第3次広域計画の一部改定につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律が一部改正されたことに伴い、同法の規定に基づき第3次広域計画の一部を改定するものであります。

議案第14号、監査委員の選任の同意を求めることにつきましては、当広域連合の監査にご尽力いただいております識見監査委員の小沼均氏が、令和2年3月31日で任期満了となりますが、引き続き監査委員としたいため、議会の同意を求めるものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。ご審議の上、原案にご賛同賜りますよう、衷心よりお願いを申し上げます。

○議長（安藏栄君） 以上で15件の提案理由の説明は終了しました。

日程第 6 議案第15号 茨城県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求めることについて

○議長（安藏栄君） 次に、日程第 6、議案第15号 茨城県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求めることについての提案理由の説明を行います。

地方自治法第117条の規定により、坂本純治君の退席を求めます。

〔 3 4 番 坂本純治君 退席〕

○議長（安藏栄君） この際、提案理由の説明を求めます。

広域連合長豊田稔君。

〔広域連合長 豊田稔君 登壇〕

○広域連合長（豊田稔君） それでは、提案理由の説明を申し上げます。

議案第15号の監査委員の選任の同意を求めることにつきましては、令和元年10月31日に議会選出の監査委員の任期が終了したため、新たな監査委員として適任と考える坂本純治議員を選任したいため、議会の同意を求めるものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。ご審議の上、原案にご賛同賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（安藏栄君） これで説明を終わります。

〔 3 4 番 坂本純治君 着席〕

---

日程第 7 報告第 2 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

○議長（安藏栄君） 次に、日程第 7、報告第 2 号 専決処分の報告及び承認を求めることについての提案理由の説明を行います。

提出者から提案理由の説明を求めます。

広域連合長豊田稔君。

〔広域連合長 豊田稔君 登壇〕

○**広域連合長**（豊田稔君） それでは、提案理由の説明を申し述べます。

報告第2号、専決処分の報告及び承認を求めることにつきましては、議会の招集の時間的余裕がなかったことから、地方自治法の規定に基づき専決処分を行ったものがあります。

内容としましては、当広域連合の公平委員会委員の1人が令和元年8月9日にご逝去されたことから欠員が生じ、新たに茨城県人事委員会事務局長を務められた経歴がございます神山光男氏を選任したものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。ご審議の上、原案にご賛同いただきますようお願いを申し上げます。

○**議長**（安藏栄君） 以上で提案理由の説明は終了いたしました。

---

## 日程第8 上程議案等に対する質疑

○**議長**（安藏栄君） 日程第8、議案第1号から議案第14号及び報告第1号、以上15件上程議案等に対する質疑を行います。

あらかじめ発言通告がありました発言者に申し上げます。

発言者の発言時間は15分以内といたします。

それでは、質問を許します。

15番遠藤憲子君。

〔15番 遠藤憲子君 登壇〕

○**15番**（遠藤憲子君） 15番の遠藤憲子でございます。

通告しております質疑を行いたいと思います。

初めに、議案第1号 茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について4点伺います。

初めに、条例改正の経緯と料率・均等割額の算出根拠についてでございます。

8年ぶりの条例改正ですが、料率・均等割額とも大幅な値上げ案が示されております。条例改正の経緯と算出根拠について伺います。

次に、改正によります増加分と保険料総額は幾らになるか伺います。

被保険者にとり、1人当たりの値上げは、平均で年間9,507円と言いますが、改正



によります増加分、そして保険料総額は幾らになるのか伺います。

3 点目には、国の段階的な特例軽減廃止によりまして、被保険者にとりましては保険料が増えてまいります。令和 2 年度、令和 3 年度について、人数、金額について伺います。

そして、4 点目は、大幅な保険料の引き上げが予想されるわけですが、被保険者への周知の考えについて、改正によります負担増に対しての被保険者への周知方法について伺います。

次に、議案第 8 号 令和 2 年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算、ページの 49 ページ、保健事業費、その他健康保持推進費で、新たに委託料、保健事業の一体的実施に係る委託料 1 億 1,000 万円の事業内容についてです。

2020 年度の新規事業であります、第 3 次の広域計画の一部改定との関係もあると思いますが、市町村に対しては支援をどこまでするのか、事業内容について伺います。以上です。

○議長（安藏栄君） ただいまの質疑に対しまして、執行部の答弁を求めます。

事務局長根本智恵子君。

〔事務局長 根本智恵子君 登壇〕

○事務局長（根本智恵子君） 遠藤議員の質問にお答えをいたします。

初めに、議案第 1 号に関しまして、1 点目の条例改正の経緯と料率・均等割額の算出根拠についてご説明をいたします。

まず、条例改正の経緯でございますが、高齢者の医療の確保に関する法律第 104 条第 3 項の規定により、後期高齢者医療の保険料率は 2 年ごとに見直しを行うこととなっておりますので、令和 2・3 年度の保険料率を決定するために条例改正を行うものでございます。

保険料率の算出につきましては、同法施行令第 18 条の規定により、令和 2・3 年度において必要な費用額、これは後期高齢者医療給付費、保健事業に要する経費及び葬祭事業費等でございますが、この費用額から保険料以外の収入額、国庫や県負担金、市町村負担金、各医療保険者からの支援金等でございますが、これらの収入額を差し引くことにより、保険料として確保が必要な額、約 738 億円を算出いたしました。さらに、収納率、平成 30 年度の実績の 99.33%でございますが、これを考慮しまして、賦課総額を約 743 億円と見込み、これを所得割分と均等割分に分けて新たな保険料率を算出しております。

次に、2点目の改正による増加分と保険料総額でございますが、保険料率の改定による増加額は約75億円、保険料賦課総額は約743億円と見込んでおります。

続きまして、3点目の均等割に係る特例軽減の廃止による影響についてご説明をいたします。

令和2年度は、均等割8割軽減が7割軽減に、均等割8.5割軽減が7.75割軽減となります。見直しの影響を受ける人数につきましては、今年度の確定賦課時点で均等割8割軽減の該当者が約8万7,000人、均等割8.5割軽減の該当者が約7万2,000人でございます。

見直しによる影響額でございますが、8割軽減が7割軽減となることで1人当たり年間3,900円の増額、総額で約3.4億円の増額となります。また、8.5割軽減が7.75割軽減となることで、1人当たり年間2,900円の増額、総額で約2.1億円の増額となります。両方の合計で総額約5.5億円の増額でございます。

令和3年度は、7.75割軽減が7割軽減となります。令和2年度の8.5割軽減から7.75割軽減への変更と同様ですので、影響額も同様に、総額で約2.1億円の増額となります。

令和2年度及び令和3年度の合計で、総額約7.6億円の増額でございます。

続きまして、4点目の被保険者への周知方法についてでございます。

今回は、8年ぶりの保険料率改定であり、被保険者の皆様の関心も高くなると思われまので、より丁寧な説明が必要であると考えております。

まず、周知方法につきましては、被保険者の皆様がわかりやすいようリーフレットを作成しまして、来年度の新しい被保険者証に同封して周知を図ります。また、当広域連合のホームページに掲載するほか、各市町村には広報紙への掲載と、新たに作成するポスターの掲示を依頼する予定でございます。それから、被保険者の方への丁寧な説明の一環として、当広域連合で作成するリーフレットを各市町村の主管課にも提供し、窓口での説明や配布に活用していただく予定です。

後期高齢者医療制度では、医療給付費の約1割分を保険料財源で支払っております。被保険者が安心して医療を受けることができるよう、安定した制度運営のため保険料は重要な財源であることを被保険者の皆様に丁寧に説明してまいります。

続きまして、議案第8号に関しまして、保健事業の一体的実施に係る委託料、先ほど1億1,000万円とおっしゃったかと思いますが、予算では1億100万円になってございますが、こちらの事業内容につきましてご説明をいたします。

まず、当初予算額の1億100万円でございますが、令和2年4月から、当初実施予定でありました5市町での最大額で計上させていただいております。

次に、一体的実施に係る事業内容についてご説明いたしますと、これまでの保健事業は 74 歳までの国民健康保険制度等のもとでの保健事業と、75 歳以降の後期高齢者医療制度のもとでの保健事業が、保険者が異なることもあり、適切に接続されてこなかったといった課題がありました。

こうした背景のもと、令和元年 5 月の健康保険法等の一部改正により、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施が法律に位置づけられ、令和 2 年 4 月から実施されることになりました。

この一体的な実施では、議案第 13 号においてご審議いただきます広域計画の一部改定を行うことにより、広域連合が住民に身近な立場にある市町村に高齢者の保健事業の一部を委託し、委託を受けた市町村は地域の健康課題を把握するとともに、地域の医療関係団体と連携しながら、具体的な健康課題を抱える高齢者や閉じこもりがちな高齢者、健康状態が不明な高齢者等を特定しまして、必要な医療、介護サービス等へつなげる支援を行うこととなります。

そして、広域連合は事業の実施に必要な医療専門職の人件費とその他の経費を委託事業費として交付をいたします。

委託事業費につきましては、国の特別調整交付金の交付基準案に示されております交付要件を踏まえ、交付基準額を上限に交付をいたします。以上でございます。

○議長（安藏栄君） 再質問ございますか。

15 番遠藤憲子議員。

残り 12 分 40 秒です。

〔15 番 遠藤憲子君 登壇〕

○15 番（遠藤憲子君） 失礼いたしました。金額のこと、私、1 億 1,000 万円、1 億 100 万円で行ってしまいました。それは私のほうの間違いで行ってしまいました。

それでは、再質問をいたします。

初めの条例改正の経緯とか料率の問題については、全協での説明もございましたので、そのご説明については、納得はしませんけれども、私どものほうでは、今回の保険料率、改正に当たりまして団塊世代が 75 歳になります 2022 年度に向けまして、被保険者数、医療給付費とも増えることを考慮に入れたという以前のご説明がありました。既に準備基金がなくなっていることは重々承知をしておりますけれども、この値上げ分の財源をどうするか、これが大きな問題になってくると思います。

被保険者数、医療給付費も、これから団塊世代が後期高齢に入ってきますと増えて

くるのは当然ですけれども、この今の団塊世代、1947 年、1948 年、1949 年というのは、非常に雇用関係もしっかりしていた、そして年金収入もある程度確保できるということでは、保険料収入もふえるのではないかと、このようにも予想されております。さらに、40 億円を超えての県の財政安定化基金、これの問題について、広域連合のほうでは検討されたのかどうか伺いたします。

基金の取り崩しの最終的な責任は広域連合にあると思います。県でも相談は受けたというふうには聞いておりますけれども、相談だけではなかなか一歩前に進むということは難しいと思います。広域連合のほうからこういう理由できちんと財政安定化基金の取り崩しについて、この考えを県に伝えていくことが重要だと思います。県への取り崩し、そして相談、検討についてどうだったのかを伺いたいと思います。

それと、2 番目の保険料の総額、それは了解しました。平均で言いますと 15.4%の値上げになります。保険料負担分だけで比較をしますと、令和 2 年度が 300 億 7,200 万円、そして前年度が約 258 億 2,900 万円、これを単純に割り算をしますと、保険料だけで 16.4%という大幅な値上げになってきます。被保険者にとりまして、この大幅という認識があったのかどうか、その辺を伺いたいと思います。

そして、4 番目の大幅な引き上げによります被保険者に対します市町村への周知の、今後の予定についてはこの中ではうたっております。ただし、市町村へは、広域連合が決めたことなので何も意見を言う場がないのではないかと思います。この辺、市町村との話し合いとか、そのようなことなどは一切なかったのかどうか、市町村へは通知だけなのかどうかを再度伺います。

それと、議案第 8 号、先ほど 5 市町というご答弁がございましたが、5 市町とはどこの自治体を指しているのか伺います。

それで、既に各市町村では、広域連合も含めまして、介護予防とか健康予防について取り組みを実施をしている自治体等もありますが、その辺の整合性についてはどのようにお考えか伺います。以上です。

○議長（安藏栄君） ただいまの質疑に対しまして、執行部の答弁を求めます。

事務局長根本智恵子君。

〔事務局長 根本智恵子君 登壇〕

○事務局長（根本智恵子君） ただいまの遠藤議員の追加質問についてお答えをいたします。

まず 1 点目の県の財政安定化基金に関しまして、県への相談だけではなく、きちん

と取り崩しについてお話して検討されたのかというようなご質問かと思いますが、こちらに関しましては、協議と相談というのがあるかと思いますが、最終的に私どもで使いたいということで正式に文書でお願いをすることについては協議ということになるかと思うんですけれども、県とは夏以降、何回も相談はしておりまして、それで私どもの考え方ですとか、県のほうと相談はやっております。

県のほうからは、今回の2年度、3年度だけではなくて、その次の4年度、5年度ですとか、6年度、7年度ですとか、長期的な展望で医療給付費等がどうなるかというようなことも十分に考えて検討したほうがよろしいというようなことで助言をいただいております。

私どもとしましては、将来の試算、現状からわかる試算ですけれども、そういったものをやりまして、やはり今回も実質かなり大幅な改定にはなるかと思いますが、4年、5年、6年、7年に関しましても、今の条件のまま行きますとかなり大幅な値上げになりそうだということもございまして、医療費も急増するということで、今基金を使ってしまっただ大丈夫かということを考えましたところ、やはり将来のリスクもございますので、安定化基金を取り崩させてくださいというような申し出は県のほうにはできなかった状況でございます。県のほうにもお話をしまして、県からも了解されたというところでございます。

2番目の今回の改定について大幅な値上げという認識があるのでしょうかというご質問があったかと思いますが、8年間据え置いてきた結果、私どもで持っています準備基金のほうに底をついたということもございまして、今回、必要額を賄うための保険料率改定ということでやむを得ない数字だとは考えております。

それから、3番目が、市町村では何も意見を言う場がなかったのでしょうかというようなことでございますが、今回、議案を上程させていただくに際しまして、私どもで構成市町村の代表者で構成します運営協議会というものを持ってございまして、こちらのほうで説明をさせていただいて協議をしていただいたところでございますので、通知1本でということではございません。

それから、3番目の保健事業と介護予防の一体的な実施の関係で、5市町がどこかというところでございますが、当初予算で計上しております5市町に関しましてでございますが、笠間市、つくば市、鹿嶋市、行方市、五霞町、こちらにつきまして4月から実施予定ということでお話がございましたので、こちらの分について予算のほうを計上してございます。

それから、介護予防事業等、既に実施しているところとの整合性ということでご質問いただいたかと思いますが、この事業は、保健師等の医療専門職を担当で専任で

配置していただいて、その方がレセプト情報等のデータベースを活用して、地域の課題を分析して、それで企画立案をしていただいて、それに従って、今度、各地域地域を担当します医療専門職の方が地域に出向いて行って相談に乗るとか、健康教室をやっていただくとか、そういったことをやっていただく事業でございますが、介護予防事業とか健康づくり事業とか、既に市町村でやっている事業、高齢者を対象としてやっている事業が幾つかあるかと思うんですが、そういったものを専任の医療専門職の方、恐らく保健師さん等になるかと思いますが、そういった方がうまくコーディネートして、今あるものを活用して、あとさらに新しいことを始めるとか、そういったことを考えていただくので、もちろん今やっていることも十分活用していただきながら、総合的に進めていただく、そういった事業になってございます。

○議長（安藏栄君） 再質問はよろしいですか。

以上で議案第1号から議案第14号及び報告第1号、以上15件の上程議案等に対する質疑を終結いたします。

---

## 日程第9 上程議案に対する質疑

○議長（安藏栄君） 次に、日程第9、議案第15号 茨城県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求めることについての上程議案に対する議案質疑を行います。

地方自治法第117条の規定により、坂本純治議員の退席を求めます。

〔34番 坂本純治君 退席〕

○議長（安藏栄君） これより質疑に入ります。

ただいまのところ通告はありません。

これで上程議案に対する質疑を終結いたします。

〔34番 坂本純治君 着席〕

---

## 日程第10 上程議案に対する質疑

○議長（安藏栄君） 次に、日程第10、報告第2号 専決処分の報告及び承認を求める

ことについての上程議案に対する質疑を行います。

ただいまのところ通告はありません。

これで上程議案に対する質疑を終結いたします。

---

## 日程第11 一般質問

○議長（安藏栄君） 次に、日程第11、一般質問を行います。

あらかじめ発言通告がありました発言者に申し上げます。

発言者の発言時間は15分以内といたします。

それでは、質問を許します。

31番古川よし枝君。

〔31番 古川よし枝君 登壇〕

○31番（古川よし枝君） 31番古川よし枝です。一般質問を行います。

質問は、茨城県後期高齢者医療広域連合保険第7期令和2年、3年ですけれども、高齢者医療保険料の大幅な今回の引き上げについて、経過等も含めまして質問をいたします。

先ほど遠藤議員から質疑がありましたけれども、重複するところもあるかと思えますけれども、質問をいたします。

令和2年、3年、第7期の後期高齢者医療保険料は、2019年度の予算を組む時点で次年度財源不足が生じることは明らかでした。今議会提案された保険料改定は、均等割が3万9,500円から4万6,000円に、所得割を8%から8.5%と引き上げ、1人当たりの調定額は7万1,441円で、前年度比9,507円、15.4%の引き上げです。不足金は、先ほどの質疑の中でも出ましたけれども、不足金の75億円を保険料の引き上げで賄うということですから、大幅な値上げであると私は考えるけれども、今回の保険料の値上げは大幅な引き上げという認識があったのかどうか、連合長から伺います。

それから、値上げ幅が大きいということであれば、どういうふうにそれを抑えようというふうに考えていたのか、その点についてまずお聞きします。

それから、2点目ですけれども、先ほどの遠藤議員との重複になりますけれども、財政安定化基金を取り崩した保険料算定を試算されたのか、県とはどんな協議をしたのかということです。

それから、3番目ですけれども、料金改定について12の市町村長からなる運営協議会でどんな議論がされてきたのか、その3点についてまず伺います。

○議長（安藏栄君） それでは、ただいまの一般質問に対する執行部の答弁を求めます。  
広域連合長豊田稔君。

〔広域連合長 豊田稔君 登壇〕

○広域連合長（豊田稔君） 古川議員の質問にお答えをいたしますけれども、先ほど遠藤議員から質疑をいただきました。その答えを、当然かぶりますよね。一緒の質問ですものね。ですから、先ほどお答えしたとおりであります。それ以外ないですよ。

保険料の大幅引き上げという認識はあるか、全くありません。最小、適正な改正であると思っております。

それから、当然ながらこの値上げに関して幅を抑えようという考えは持たなかったのか、あなたは持たなかったのかという意味ですよ。当然ながら持っております。持っているから8年間も準備基金で手当てをしてきたじゃないですか。それは過去の例であります。今後は、当然ながら、県民の幸せを求めながら、上げ幅を最小限に食い止めていくということが大事だろうというふうに思っていますし、その努力を惜しまないで努力をしていきたいというふうに思っています。

それから、安定基金のことも質問されました。安定基金がある、ただ県の言うことを聞いて、ああそうかということで引き下がるのかというふうに私は受けとめたんです。そんなことございませんので、安心してお任せ願いながら、安定基金が使えるようになれば当然いち早く県民のために使うということになるだろうというふうに理解しておりますし、当然、古川議員の質問、私は端的に申し上げまして大幅引き上げではない、上げ幅を抑えようという考えはなかったのか、それはありますよということでもあります。以上です。

○議長（安藏栄君） 事務局長根本智恵子君。

〔事務局長 根本智恵子君 登壇〕

○事務局長（根本智恵子君） 古川議員の2番目の県財政安定化基金に関するご質問についてお答えをいたします。

保険料率改定に当たっては、県に夏以降、複数回相談をしてまいりました。先ほどとちょっと内容が重複いたしますけれども、その中で、県から基金の活用を検討に当



たっては、令和2年、3年度だけを見るのではなくて、長期的な視点に立ち、被保険者数増加に伴う医療給付費の急増ですとか不測の事態が発生した場合など、将来の対応についての考え方を整理しておくようにと助言されたところでございます。

将来の保険料率等を正確に見込むことは困難でございますが、試算の根拠を今回と同条件と仮定して保険料率を試算しましたところ、令和4年度、5年度及び6年度、7年度についても、今回と同程度の改定が必要となることを見込まれました。

今後、団塊の世代が後期高齢者入りする令和4年度から7年度には、被保険者数や医療給付費が急増するという見通しがあり、今回、仮に基金を取り崩して、今後、不測の事態が発生し資金不足が生じた場合には、民間から借入れを行い、次期以降の保険料率に上乘せをして返済するということにもなりかねません。このようなリスクを考えると、現時点では基金を取り崩しても十分に対応できるという確証が得られないことから、基金を活用したいという判断には至りませんでした。これにつきましては、県からも同意をいただいているところでございます。

続きまして、3番目の保険料率改定について運営協議会でどんな議論がされてきたのかについてでございますが、運営協議会においても、議会全員協議会と同様の資料に基づいて説明をしております、保険料率の改定内容についての質問は特にありませんでした。保険料率の改定はやむを得ないということでご理解を得られたと認識しております。

○議長（安藏栄君） 再質問はございますか。

古川議員。

発言の残り時間は12分30秒。

〔31番 古川よし枝君 登壇〕

○31番（古川よし枝君） 質問の中で大幅な引き上げという認識があったのかでは、そういう認識ではなく適正な上げ幅だというふうに答弁されて、しかし、値上げ幅を抑えようという考えはあったんだということですね。

それで、私は、大幅な値上げというのは、今の社会情勢の中で消費税も上がる、特に高齢者にとってはかなり負担が重いものです。特例に該当するものが少ないということもありますし、それから保険料の軽減特例が来年度で全廃ということで、これもかなり多く、先ほどの説明だと6億円近い負担が増えるということ。

それから、今言われています、医療費窓口負担を2割に、1割原則を2割にという、そういう提案もされている中では、かなり高齢者の暮らしは大変なんですよ。そうい

う点で、大幅な値上げかということ言えば、私は本当に大幅な値上げだなというふうに思うんですね。

それで、いろいろ連合長が、9月の質問のときにも、一生懸命やっているんですよ、医療費の値上げ、2割になるのを反対しろと、私が反対してほしいという質問をしたときに、いや、私たち一生懸命やっているんですよと、反対しているのはあなただけじゃないんですよということを述べておられて、それは30年のときに、6月6日に全国の後期高齢者医療広域連合協議会の中で厚労省に要望書を出しているんですね。その中でそういうふうに述べているんだと思うんですけども、この中で、一つ、被保険者の高齢者の保険料について要望を出しているんですね。今後、制度の改革で持続可能となるような保険財政運営が必要だというふうには言っているんですけども、定率国庫負担割合の増加や国の責任ある財政支援を拡充するなど、高齢者だけが負担増とならないよう十分な対策をとること、そして財政安定化基金を保険料の増加抑制のために引き続き活用できる仕組みとして恒久化するなど制度を安定化するという要望をしているんですね。だから、そういう点では、大幅な引き上げの認識はなかったというけれども、値上げ幅を抑えようという気持ちはあったということであれば、私はここで述べているように、安定化基金の活用はもっともっと真剣に検討されるべきではなかったかというふうに思うんですね。

それから、4点についても、高齢者の生活に影響を与えないよう保険料負担するよう特例措置の延長をというふうに、恒久化しろというふうに要望しているんですね。そういうところを見ると、私は、大幅値上げじゃない適正だというけれども、本当にそうなのかというのは再度、真剣に考えてほしいというふうに思うんですね。

それから、もう一つですけども、今回の料金改定について、3問目の質問で、12の市町村長からなる運営協議会でどんな議論をしたのかというふうに質問したわけですけども、議事録を見ても、保険料の改定については何も議論をされていない、先ほどの答弁でもそうですけれども、この間の、私は2年ぐらいしかこの議員の資格はないわけですけども、経過を追うと、1月23日、12市町村から成る運営協議会で説明をしたと、今回の議案提案も含めて保険料の改定についても説明をしたと。そして、2月6日、議会の全員協議会の中でも説明をしたと。そして、本日、この議会でも議決を求めるということであるわけですけども、こういう過程で来ているわけですけども、説明、説明ということで、協議という形じゃないんですね。私はすごくそこは、説明、説明だけでは一方的だと思うんですね。

さらに、地方自治体の国保、同じ医療保険ですけども、その運営協議会というのはお医者さんが入ったり薬剤師さんも入っている、それから被保険者も入っている

わけですよ。被保険者も入って運営協議会を開いているわけです。そういう点で言うと、後期高齢者の医療保険連合会では被保険者の参加がどこにもない。私はこれは、国のこういう制度の問題であると思うんですけども、75歳の高齢者は自分たちの医療保険について何ら参加ができない、これは私は大変な欠陥だというふうに思うんですけども、75歳以上でもきちっと思考力もあるし体力もあるし、私は十分に参加できるというふうに思うんですけども、その点について、その2点について、連合長、お答えをお願いしたいんです。

○議長（安藏栄君） ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

広域連合長豊田稔君。

〔広域連合長 豊田稔君 登壇〕

○広域連合長（豊田稔君） 古川議員の再質問にお答えしたいと思いますけれども、15%の大幅な値上げであるという認識ですよ。私は、当然ながら値上げをしないで、抑えながら今まで8年間してきた。そういう中で枯渇してしまう。そのままにしたら当然ながら後期高齢の予算というものはなくなってしまう。ですから、当然、この運営をしていかなくてもなりませんから、市民各位の皆さん方に15%を負担をお願いしたいということを申し述べているわけでありますから、非常に後期高齢の人たちの負担増にはなりますよね。そうなることは認めているんですよ。だけれども、大幅と言うから大幅じゃないということを私は申し上げている。大幅か大幅じゃないかというのはその人その人の考え方であり、あなたの判断ではそうでしょうが、私は最小限度の適正な改定である。

そして、当協議会において議論されていないんじゃないか、何のための協議会なのか、議論しないで何のために集まっているんですか、報告じゃないですよ。そんな暇ないですから。当然ながら議論をする、案件1件1件について議論をしていく、そして結論を見、そして皆さん方にお諮りするというのが順序でしょう。その中で、専門委員の皆さん方の、あるいは被保険者の代表が入らないのか。広域連合ですよ。自治体じゃないんですよ。自治体ならいざ知らず、あるいは国民健康保険そのものならいざ知らず、当然ながら4分の1、2分の1、2分の1になるんだっけ、財政の支援は、多分そうですよね、間違ったらごめんなさい。そういうことでありますから、当然議論をしているということを申し上げたい。

それから、首長がご出席をされていますから、当然代表でありますから物の考えはきちっとしていますよね。きちっとしていない市長さんなどどこにもいませんから。

ですから、その人たちの意見を聞きながら、この数字に上げたということでもありますから、そこはご理解いただかないと。

それから、勉強足りないんじゃないか、連合長は勉強足りないぞということかもしれませんが、これからも勉強していきますので、どうぞよろしくお願いしたいと。過去のことはいざ知らず、これからの問題ですよ。ですから、安定化基金を使え、来年から使っちゃう、今年から使っちゃうというのはいかがなものであるか。当然ながら、大変な時代に突入するわけですから、平成 40 何年ですか、やはりそのものはきちっと確保してもらい、確保していく、それはある程度理解をしていただかなくては困るというふうに思っております。

答えになりませんでしたら、また別な意味でお答えしますが、よろしいですか。ありがとうございます。

○議長（安藏栄君） 再質問はよろしいですか。

古川議員。

残り 6 分 40 秒。

〔31 番 古川よし枝君 登壇〕

○31 番（古川よし枝君） 今後について、予測なんですけれども、いつも出てくるのが、団塊の世代が増えるから、医療給付費がふえるから財政が厳しくなるというふうに言うんですけれども、先ほど遠藤議員からも言っていましたけれども、団塊の世代というのは経済成長のときに雇用して、本当に定年まで真面目に働いた人が多数なわけですね。だから、一定の雇用保険の給付もあります。

それから、先日、事務局からもらった資料を見ても、令和 4 年から団塊の世代が多くなるというときの総所得数を見ると、医療費の給付費の伸びよりも所得のほうはポイント 2 ポイント大きいんですよ。そういうのを考えると、何でもかんでも団塊の世代のことにかけますけれども、決してそうではないかというふうに思うんですね。収入も入るということなんですけれども。

それから、もう一つなんですけれども、先ほど議論はしているんですよ、協議はしているんですよと、12 の市町村長の運営協議の中でもやっているんですよと言うんだけれども、議事録には何もないですよ。議事録を見ると、その保険料については何の記録もないです。これ本当の、議事録についてもっと詳しくあるんですか。私がいただいている、皆さんがいただいている議事録はないです、何も。

ということなので、別に連合長にもっと勉強しろと言っている意味ではありません

るので、そういうものではありません。けれども、見方としてはそういう見方があるんじゃないんですかと。

それで、財政安定化基金の使い方についても、これまで皆さんの保険者が、3分の1は保険料で払っているんですよ。そういうことも含めて、今の人たちがまた値上がりしちゃうと、団塊の世代がどうのこうのと言われてやるというのは、私は納得いかないと思うので今回質問したんですけれども、何かあればぜひ答弁ください。

○議長（安藏栄君） 答弁を求めます。

広域連合長。

〔広域連合長 豊田稔君 登壇〕

○広域連合長（豊田稔君） 協議会については、決して私、力がある男ではありませんから、丁寧に説明をして丁寧に意見を頂戴していることは事実ですから。ですから、ご安心をしていただきたいと。また、必要があれば、事務局でも議論したことを提出することはやぶさかではないということをお答えしておきます。

ただ、信頼することも一つの方法であるということもお伝えしておきます。

それから、何点かありましたけれども、要は、団塊世代のためにとっておくというようなことではないですよ。ある程度はそうでしょう。だから、物事一つ一つ、隅から隅まですればそう聞こえるかもしれませんが、団塊世代のためにこの40数億円をとっておくわけではない。必要ならば、そのときに連合長がしっかりして県のほうから頂戴をして、お互いに協調してやっていく、それが被保険者の人たちの安定化につながるならばそうしなくちゃいけないというふうに思っています。

だから、あなたがそう言うから私が言うので、全く全面的に、これから来るであろう、そのためにとっておくわけじゃない、そのために必要なのだという答えではないということを理解してください。やはり経済から行くと、当然ながら、50数億円、8年間であったわけですよ。それを皆さん方に還元してきたわけです、ずっと8年間。ですから、それが枯渇してしまう。ですから、ここでご負担をお願いしたいということを申し上げているわけです。

それから何でしたか、質問、聞きたいこと。このぐらいでいいかな。

○議長（安藏栄君） 以上で一般質問を終結いたします。

○議長（安藏栄君） 次に、日程第12、議案第1号から議案第14号及び報告第1号、以上15件の上程議案等に対する討論及び表決を行います。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許します。

31番古川よし枝君。

〔広域連合長 豊田稔君 登壇〕

○31番（古川よし枝君） 31番古川よし枝です。

議案第1号 茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について反対の討論をいたします。

議案の条例改正案は、令和2年、3年度の保険料算定の所得割を8%から8.5%に、均等割を3万9,500円から4万6,000円に改め、賦課限度額を62万円から64万円に引き上げ、均等割判定基準の所得額を5割軽減世帯は1人当たり5,000円、2割軽減世帯は1人当たり1万円引き上げるという提案です。

私は、保険料引き上げに反対をします。

当連合の保険料は8年間据え置かれてきましたが、今回の改定では、調定額は前年度比15.4%増の7万1,441円で9,507円の引き上げです。不足となる保険料は75億円、全額保険料の引き上げで賄うということですから大幅な引き上げになります。さらに、所得の低い高齢者への保険料軽減特例制度は令和3年には全廃、当広域連合の軽減特例対象の被保険者の約38%、16万人は、総額で2年間で約7億6,000万円も負担がふえる大幅な引き上げです。

茨城県は所得なし階層が全国平均よりも3ポイント低く、所得総額も平均を下回っています。それなのに今回の引き上げは均等割が16.5%増の6,500円もの引き上げです。所得の低い被保険者にとってさらに負担が重いものです。

私は保険料引き上げを回避するために財政安定化基金の活用を提案してきました。財政安定化基金残高は令和元年度末には40億5,461万9,000円に達する見込みです。残高の3分の1はこれまでの被保険者の保険料です。しかし、当広域連合は1円も取り崩しを行わず、大幅な値上げを提案しています。

2月6日の議会全員協議会で、団塊の世代は、積立金は団塊の世代が被保険者となる令和4年度から保険料給付の増加など不測の事態にも対応すると説明がありました。団塊の世代は高度経済成長を支えてきた世代、所得総額も引き上がると推測され

ます。医療費給付よりも2ポイントの伸び幅が大きくなっています。保険給付が増加するという事で財政を圧迫することは考えられません。団塊の世代の被保険者が増加するからという理由では納得できるものではありません。40億円の積立金は今活用すべきです。

高齢者にとって負担の重い消費税が10%に引き上げられ、年金は実質減少で収入が減る中、介護保険料利用料の引き上げなど、さらに高齢者の医療費窓口負担の2割化が持ち出されるなど、高齢者の暮らしはこれまで以上の節約が強要され、医療や生きがいすら奪い取られる状況です。

平成30年6月6日、全国後期高齢者医療広域連合協議会が厚生労働大臣宛てに提出した要望には、財政安定基金を保険料の増加抑制のために引き続き活用できるよう制度の仕組みを恒久化することと、それから高齢者の生活に影響を与えるような保険料にならないよう保険料軽減特例制度の恒久化を検討するよう国に求めていますけれども、保険料増加抑制のための広域連合の努力は少しも見ることはできません。高齢者の暮らしを守る立場に立てば、茨城県財政安定化基金の一部を取り崩し、値上げ幅は少しでも小さくすることはできたはずですが、全く高齢者の暮らしの状況を顧みない大幅な保険料引き上げに反対をするものです。

○議長（安藏栄君） 以上で31番古川よし枝君の討論を終了します。

次に、15番遠藤憲子議員。

〔15番 遠藤憲子君 登壇〕

○15番（遠藤憲子君） 討論に入る前に、今回の値上げの問題につきまして、古川議員といろいろ相談をしながらやっておりましたけれども、重複することは条例改正、それから特別会計の予算の中に含まれている内容が一致するものなので、重複することがあり得ることを事前にお伝えをいたします。

議案第8号 令和2年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算、この予算には高齢者の医療と健康、そしてまた生活を壊す保険料の値上げが含まれた予算でありまして、賛成することはできません。

当広域連合は、2年ごとの保険料見直しを、これまでは準備基金の活用で8年間保険料を据え置いた、このことは評価をいたします。しかし、今回の議案第8号には、2020年、2021年度の保険料改定によりまして、所得割が8%から8.5%、均等割が3万9,500円から4万6,000円へと引き上げる内容が含まれております。さらに、国の特例軽減見直しによりまして、被保険者41万人の加入者のうち38%の低所得者には

負担増が強いられることになります。1人当たりの保険料では7万1,441円、約15.4%の大幅な値上げとなります。1年目に保険料を増やすことは所得割より均等割、これに重きを置いております。均等割額の引き上げは収入の低い高齢者にとりまして負担がふえることにつながり、耐えがたいものになります。低所得者の思いは、準備基金がないのなら、県の財政安定化基金を取り崩して保険料を上げないでほしいとの声があります。

現在、県には、この安定化基金、約40億5,000万円積み立てられております。過去には取り崩した例がございます。平成24年度に6億6,000万円取り崩しがあります。このようなこともありまして、今回の急激な保険料の上昇を軽減するために取り崩し、値上げを抑えることは可能だと考えます。

昨年10月から消費税率が10%に引き上げられました。今後、医療費の自己負担が原則2割に、このような改定も計画をされていると言われております。

後期高齢者医療制度、導入されてから10年がたちました。今まで入ってございました国民健康保険、また被用者保険から75歳になると切り離し、この後期高齢者医療制度になります。国民健康保険制度も都道府県下で保険料納付、また給付でもさまざまな課題が出されております。国の負担が徐々に減らされ、保険料負担も限界となってきました。医療におけます皆保険制度が立ち行かなくなり、運営自体の継続についても懸念の声が上げられております。

高齢者の生活と医療を破壊しかねない保険料値上げを含みます今回の予算には反対であります。委員各位のご賛同を心からお願いをいたし、反対討論といたします。

○議長（安蔵栄君） 以上で討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第1号は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（安蔵栄君） 起立多数であります。議案第1号は原案のとおり可決することに決しました。

これより議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第2号は原案のとおり可決することに賛成する方の起立を求めます。



〔賛成者起立〕

○議長（安藏栄君） 総員起立であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決することに決しました。

これより議案第3号を採決いたします。

お諮りをいたします。

議案第3号は原案のとおり可決することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（安藏栄君） 総員起立であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決しました。

これより議案第4号を採決いたします。

お諮りをいたします。

議案第4号は原案のとおり決することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（安藏栄君） 総員起立であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決しました。

これより議案第5号を採決いたします。

お諮りをいたします。

議案第5号は原案のとおり決することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（安藏栄君） 総員起立であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、これより議案第6号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第6号は原案のとおり決することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（安藏栄君） 総員起立であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、これより議案第7号を採決いたします。

お諮りをいたします。

議案第7号は原案のとおり決することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（安藏栄君） 総員起立であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、これより議案第8号を採決いたします。

お諮りをいたします。

議案第8号は原案のとおり決することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（安藏栄君） 起立者多数であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、これより議案第9号を採決いたします。

お諮りをいたします。

議案第9号は原案のとおり決することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（安藏栄君） 総員起立であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、これより議案第10号を採決いたします。

お諮りをいたします。

議案第10号は原案のとおり決することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（安藏栄君） 総員起立であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決することに決しました。

これより報告第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

報告第1号は原案のとおり承認することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（安藏栄君） 総員起立であります。よって、報告第1号は原案のとおり承認することに決しました。

これより議案第11号を採決いたします。

お諮りをいたします。

議案第11号は原案のとおり決することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（安藏栄君） 総員起立であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決することに決しました。

これより議案第12号を採決いたします。

お諮りをいたします。

議案第12号は原案のとおり決することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（安藏栄君） 総員起立であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決することに決しました。

これより議案第13号を採決いたします。

お諮りをいたします。

議案第13号は原案のとおり決することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（安藏栄君） 総員多数であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決す

ることに決しました。

これより議案第14号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第14号は原案のとおり決することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（安藏栄君） 総員起立であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決することに決しました。

ここで、小沼監査委員が議場におられますので、ご挨拶をいただきたいと思います。

小沼監査委員。

○監査委員（小沼均君） ただいま監査委員に選任されました小沼均でございます。

今後とも当広域連合におきまして、本県の後期高齢者医療制度が適正かつ円滑に運営されるよう、監査委員の立場から努めてまいりたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

○議長（安藏栄君） ありがとうございます。

---

### 日程第13 上程議案等に対する討論及び表決

○議長（安藏栄君） 次に、日程第13、議案第15号 茨城県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求めることについての上程議案に対する討論及び表決を行います。

地方自治法第117条の規定により、坂本純治議員の退席を求めます。

〔34番 坂本純治君 退席〕

○議長（安藏栄君） これより討論に入りますが、ただいまのところ通告はありません。これで討論を終結いたします。

お諮りをいたします。

議案第15号については、これに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藏栄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第15号につきましては、これに同意することに決しました。

〔34番 坂本純治議員 着席〕

○議長（安藏栄君） ここで、監査委員に選任されました坂本純治議員が議場におりますので、ご挨拶をいただきます。

○34番（坂本純治君） ただいま監査委員に任命をいただきまして、ありがとうございます。

先ほども監査委員のほうからお話ありました。適正かつ円滑に監査ができますように心がけていきたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（安藏栄君） ありがとうございました。

---

#### 日程第14 上程議案等に対する討論及び表決

○議長（安藏栄君） 次に、日程第14、報告第2号 専決処分の報告及び承認を求めることについての上程議案に対する討論及び表決を行います。

これより討論に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

これで討論を終結いたします。

お諮りいたします。

報告第2号は原案のとおり承認することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（安藏栄君） 総員起立であります。よって、報告第2号は原案のとおり承認することに決しました。

---

#### 日程第15 閉会中所管事務調査について

○議長（安藏栄君） 次に、日程第15、閉会中所管事務調査についてを議題といたします。

す。

本件につきましては、お手元に配付してあります印刷物のとおり、議会運営委員会から閉会中所管事務調査の申し出があったものでございます。

お諮りをいたします。

本件は、議会運営委員会からの申し出のとおり決定することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藏栄君） ご異議なしと認め、さよう決しました。

---

### 閉会宣告

○議長（安藏栄君） それでは、以上をもちまして今期定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。よって、令和２年第１回茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

午後３時３２分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

安蔵 栄

1 7 番

三瓶 武

1 8 番

坂本 仙一







## 参 考 資 料



茨城県後期高齢者医療広域連合議会



# 議案等審議結果一覧表

広域連合長提出のもの

| 議案番号    | 件名                                           | 上程年月日        | 議決結果 |
|---------|----------------------------------------------|--------------|------|
|         |                                              | 議決年月日        |      |
| 議案第 1 号 | 茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について | R 2 . 2 . 21 | 原案可決 |
|         |                                              | R 2 . 2 . 21 |      |
| 議案第 2 号 | 茨城県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について | R 2 . 2 . 21 | 原案可決 |
|         |                                              | R 2 . 2 . 21 |      |
| 議案第 3 号 | 茨城県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の制定について   | R 2 . 2 . 21 | 原案可決 |
|         |                                              | R 2 . 2 . 21 |      |
| 議案第 4 号 | 茨城県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の制定について      | R 2 . 2 . 21 | 原案可決 |
|         |                                              | R 2 . 2 . 21 |      |
| 議案第 5 号 | 茨城県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の制定について          | R 2 . 2 . 21 | 原案可決 |
|         |                                              | R 2 . 2 . 21 |      |
| 議案第 6 号 | 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について         | R 2 . 2 . 21 | 原案可決 |
|         |                                              | R 2 . 2 . 21 |      |
| 議案第 7 号 | 令和 2 年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計予算                  | R 2 . 2 . 21 | 原案可決 |
|         |                                              | R 2 . 2 . 21 |      |
| 議案第 8 号 | 令和 2 年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算           | R 2 . 2 . 21 | 原案可決 |
|         |                                              | R 2 . 2 . 21 |      |
| 議案第 9 号 | 令和元年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）           | R 2 . 2 . 21 | 原案可決 |
|         |                                              | R 2 . 2 . 21 |      |

| 議案番号   | 件 名                                                     | 上程年月日   | 議決結果 |
|--------|---------------------------------------------------------|---------|------|
|        |                                                         | 議決年月日   |      |
| 議案第10号 | 令和元年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期<br>高齢者医療特別会計補正予算（第2号）             | R2.2.21 | 原案可決 |
|        |                                                         | R2.2.21 |      |
| 報告第1号  | 専決処分の報告及び承認を求めることについて<br>（訴えの提起）                        | R2.2.21 | 承 認  |
|        |                                                         | R2.2.21 |      |
| 議案第11号 | 訴えの提起について                                               | R2.2.21 | 原案可決 |
|        |                                                         | R2.2.21 |      |
| 議案第12号 | 訴えの提起について                                               | R2.2.21 | 原案可決 |
|        |                                                         | R2.2.21 |      |
| 議案第13号 | 茨城県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画<br>の一部改定について                      | R2.2.21 | 原案可決 |
|        |                                                         | R2.2.21 |      |
| 議案第14号 | 茨城県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任<br>の同意を求めることについて                  | R2.2.21 | 原案同意 |
|        |                                                         | R2.2.21 |      |
| 議案第15号 | 茨城県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任<br>の同意を求めることについて                  | R2.2.21 | 原案同意 |
|        |                                                         | R2.2.21 |      |
| 報告第2号  | 専決処分の報告及び承認を求めることについて<br>（茨城県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員<br>の選任） | R2.2.21 | 承 認  |
|        |                                                         | R2.2.21 |      |

## 議案等質疑通告一覧表

### 【議案質疑】

| 質 問 者                                                    | 遠 藤 憲 子 議員                                                                                                                                                 |  |
|----------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 質 問 事 項                                                  | 質 問 要 旨                                                                                                                                                    |  |
| 1 【議案第 1 号 茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について】 | 1) 条例改正の経緯と料率・均等割額の算出根拠。<br>2) 改正による増加分と保険料総額はいくらになるか。<br>3) 令和 2 年度、3 年度において、国の段階的な特例軽減廃止により、保険料が増える被保険者数及び金額について。<br>4) 大幅な保険料の引き上げが予想されるが、被保険者への周知の考えは。 |  |
| 2 【議案第 8 号 令和 2 年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算】           | 1) P49 保健事業費 その他健康保持推進費で、新たに、委託料「保健事業の一体的実施にかかる委託料」101,000 千円の事業内容について。                                                                                    |  |

### 【一般質問】

| 質 問 者                                     | 古 川 よ し 枝 議員                                                                                                                                                                                                                                                      |  |
|-------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 質 問 事 項                                   | 質 問 要 旨                                                                                                                                                                                                                                                           |  |
| 1 【茨城県後期高齢者医療保険 7 期後期高齢者医療保険料の大幅引き上げについて】 | 1) 2019 年の予算を組む時点で次年度財源不足が生じることとは明らかでした。今議会提案の保険料改定は均等割 39500 円が 46000 円に、所得割を 8.0%から 8.5%へ引き上げ、一人当たりの調定額は 9507 円、15.4%の引き上げです。保険料の大幅引き上げという認識はあるのか。値上げ幅を抑えようという考えは持たなかったのか。<br>2) 県財政安定化基金を取り崩した保険料算定を試算されたのか。県とはどんな協議をしたのか。<br>3) 料金改定について、運営協議会でどんな議論がされてきたのか。 |  |

【討 論】

|              |                                                      |
|--------------|------------------------------------------------------|
| 質 問 者        | 古 川 よ し 枝 議員                                         |
| 発 言 事 項      | 発 言 要 旨                                              |
| 1 【条例の制定に反対】 | 議案第 1 号 茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について |

【討 論】

|               |                                              |
|---------------|----------------------------------------------|
| 質 問 者         | 遠 藤 憲 子 議員                                   |
| 発 言 事 項       | 発 言 要 旨                                      |
| 1 【特別会計予算に反対】 | 議案第 8 号 令和 2 年度茨城県後期高齢者広域連合後期高齢者医療特別会計予算について |



# 上 程 議 案 等



茨城県後期高齢者医療広域連合議会





## 議案第 1 号

茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正  
する条例の制定について

茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を  
別紙のとおり制定する。

令和 2 年 2 月 21 日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長      豊   田      稔

### （提案理由）

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 104 条第 2 項及び高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成 19 年政令第 318 号）第 18 条の規定により、令和 2 年度及び令和 3 年度の後期高齢者医療制度の保険料率を定めるなど所要の改正を行うため、この条例案を提出するものである。

---

茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正  
する条例

茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成 19 年茨城県後期高齢者医療広域連合条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「平成 30 年度及び平成 31 年度」を「令和 2 年度及び令和 3 年度」に、「100 分の 8.00」を「100 分の 8.50」に改める。

第 9 条中「平成 30 年度及び平成 31 年度」を「令和 2 年度及び令和 3 年度」に、「39,500 円」を「46,000 円」に改める。

第 10 条中「62 万円」を「64 万円」に改める。

第 14 条第 1 項第 2 号中「28 万円」を「28 万 5 千円」に改め、同項第 3 号中「51 万円」

を「52 万円」に改める。

附則第 4 条及び第 5 条を削る。

附則第 6 条中の見出し中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に改め、同条中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に、「附則第 7 条」を「附則第 5 条」に改め、同条を附則第 4 条とする。

附則第 7 条の見出し及び同条中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に改め、同条を附則第 5 条とする。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 この条例による改正後の茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、令和 2 年度以降の年度分の保険料について適用し、平成 31 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

## 議案第 2 号

茨城県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に  
関する条例の制定について

茨城県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例  
を別紙のとおり制定する。

令和 2 年 2 月 21 日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長      豊   田      稔

(提案理由)

地方公務員法及び地方自治法の一部改正により令和 2 年 4 月 1 日から施行される会  
計年度任用職員制度の導入に伴い、会計年度任用職員の給与等を定めるため、この条例  
案を提出するものである。

---

茨城県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に  
関する条例

## 目次

第 1 章    総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章    フルタイム会計年度任用職員（第 3 条－第 16 条）

第 3 章    パートタイム会計年度任用職員（第 17 条－第 27 条）

第 4 章    雑則（第 28 条）

附則

第 1 章    総則

(趣旨)

第 1 条    この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 203 条の 2 第 5 項、第 204

条第3項及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与、旅費及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

（会計年度任用職員の給与）

第2条 この条例で定める給与は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

（1）法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。） 給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び期末手当

（2）法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。） 報酬及び期末手当

2 給与は、現金で支払わなければならない。ただし、会計年度任用職員から申出があったときは、口座振替の方法により支払うことができる。

3 公務について生じた費用の弁償は、給与には含まれない。

## 第2章 フルタイム会計年度任用職員

（給料表）

第3条 フルタイム会計年度任用職員には、茨城県職員の給与に関する条例（昭和27年茨城県条例第9号。以下「県給与条例」という。）第5条第1項に規定する給料表を準用する。ただし、一会計年度の途中で給料表が改定された場合には、翌年度4月から適用する。

（職務の級）

第4条 フルタイム会計年度任用職員の職務は、その職務の複雑、困難及び責任の度に応じ、前条の給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、次に掲げる等級別基準職務表に定めるとおりとする。

（1）行政職給料表等級別基準職務表（別表第1）

（2）医療職給料表（三）等級別基準職務表（別表第2）

2 フルタイム会計年度任用職員の職務の級は、前項の規定に基づく基準に従い連合長が決定する。

（号給の決定）

第5条 新たに第3条の給料表の適用を受けるフルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、規則で定める基準に従い連合長が決定する。

（給与の支給）

第 6 条 県給与条例第 7 条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(地域手当)

第 7 条 県給与条例第 11 条の 2 の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第 1 項中「職員」とあるのは「フルタイム会計年度任用職員」と読み替えるものとする。

(通勤手当)

第 8 条 県給与条例第 12 条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「職員」とあるのは「フルタイム会計年度任用職員」と読み替えるものとする。

(時間外勤務手当)

第 9 条 県給与条例第 16 条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において同条第 1 項中「正規の勤務時間以外に勤務することを命ぜられた職員」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この条例において「正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(休日勤務手当)

第 10 条 県給与条例第 17 条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において同条第 1 項中「、正規の勤務時間」とあるのは、「、当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この項において「正規の勤務時間」という。）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(夜間勤務手当)

第 11 条 県給与条例第 18 条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において第 1 項中「正規の勤務時間」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間」と読み替えるものとする。

(給料の端数処理)

第 12 条 第 14 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額並びに第 9 条の規定により準用する県給与条例第 16 条、第 10 条の規定により準用する県給与条例第 17 条及び第 11 条の規定により準用する県給与条例第 18 条の規定により勤務 1 時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50 銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数を生じたときは、これを 1 円に切り上げる。

(期末手当)

第 13 条 県給与条例第 22 条から第 22 条の 3 までの規定は、任期の定めが 6 月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「職員」とあるのは「フルタイム会計年度任用職員」と読み替えるものとする。

2 任期の定めが 6 月に満たないフルタイム会計年度任用職員の一会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が 6 月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが 6 月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6 月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6 月未満のものに限る。）の定めと前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が 6 月以上に至ったときは、第 1 項の任期の定めが 6 月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

(勤務 1 時間当たりの給与額の算出)

第 14 条 第 9 条の規定により準用する県給与条例第 16 条、第 10 条の規定により準用する県給与条例第 17 条及び第 11 条の規定により準用する県給与条例 18 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に 12 を乗じ、その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。

2 次条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に 12 を乗じ、その額をフルタイム会計年度任用職員について定められた 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたもので除して得た額とする。

(給料の減額)

第 15 条 フルタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）による休日（以下「祝日法による休日」という。）（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）である場合、有給の休暇による場合その他連合長が定める場合を除き、その勤務しない 1 時間につき、前

条第 2 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額する。

(旅費)

第 16 条 フルタイム会計年度任用職員が公務のため旅行したときは、旅費を支給する。

2 前項の旅費の種類、額及び支給方法は、茨城県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例（平成 19 年茨城県後期高齢者医療広域連合条例第 10 号）に規定する広域連合の職員の例による。

### 第 3 章 パートタイム会計年度任用職員

(基本報酬)

第 17 条 パートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額は、月額として定める。

2 パートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額は、基準月額に、パートタイム会計年度任用職員について定められた 1 週間当たりの勤務時間を 38.75 で除して得た数を乗じて得た額（100 円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入した額）とする。

3 前項の「基準月額」とは、パートタイム会計年度任用職員 1 週間当たりの通常の勤務時間がフルタイム会計年度任用職員の勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第 3 条から第 5 条までの規定を適用して得た額に、第 7 条に規定する地域手当の額を加算した額をいう。

(時間外勤務に係る報酬)

第 18 条 当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員に対して、その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務 1 時間につき、第 24 条に規定する勤務 1 時間当たりの報酬額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ 100 分の 125 から 100 分の 150 までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間にある場合は、その割合に 100 分の 25 を加算した割合）を乗じて得た額を、時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が第 1 号に掲げる勤務で正規の勤務時間以外の時間にしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が 7 時間 45 分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務 1 時間当たりの報酬額に 100 分の 100（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 125）を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給

されることとなる日を除く。)における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

3 前2項の規定にかかわらず、週休日の振替により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項及び次項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員は、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りではない。

4 次に掲げる時間の合計が1か月について60時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前各項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じて、当該各号の定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

(1) 第1項の勤務の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）

(2) 前項の勤務（同項ただし書の勤務を除く。）の時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。） 100分の50

（休日勤務に係る報酬）

第19条 祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、休日に勤務することを命ぜられた勤務時間に相当する時間を、他の日に勤務させないこととされたパートタイム会計年度任用職員の、その休日の勤務に対しては、第1項に規定する報酬を支給しない。

（夜間勤務に係る報酬）

第20条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務するこ



とを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、報酬を支給する。

- 2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき第24条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125を乗じて得た額とする。

(報酬の端数処理)

第21条 第24条に規定する勤務1時間当たりの報酬額及び第18条から前条までの規定により勤務1時間につき支給する報酬の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(期末手当)

第22条 県給与条例第22条から第22条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において県給与条例第22条第4項中「それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれの基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

- 2 任期の定めが6月に満たないパートタイム会計年度任用職員の一会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が6月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

- 3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期の定め（6月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

(報酬の支給)

第23条 報酬は、月の1日から末日までの計算期間とし、規則で定める期日に支給する。

- 2 月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、職員となった日から退職した日までの報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、

その月の末日までの報酬を支給する。

- 3 前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の1日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給する以外のときは、その報酬額は、その月の現日数から当該パートタイム会計年度任用職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(勤務1時間当たりの報酬額)

第24条 第18条から第20条までに規定する勤務1時間当たりの報酬額は、第17条第2項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。

- 2 次条に規定する勤務1時間当たりの報酬額は、第17条第2項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

(報酬の減額)

第25条 パートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他連合長が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2項に定める勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

(通勤に係る費用弁償)

第26条 パートタイム会計年度任用職員が県給与条例第12条第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

- 2 通勤に係る費用弁償の額(その支給の単位となる一定の期間における通勤の回数が少ない者についての減額の措置を含む。)、支給日及び返納については、県給与条例第12条第2項から第7項までの規定の例による。

(旅行に係る費用弁償)

第27条 パートタイム会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用弁償を支給する。

- 2 前項の費用弁償の種類、額及び支給方法は、茨城県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例に規定する広域連合の職員の例による。

#### 第4章 雑則

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、令和２年４月１日から施行する。

別表第１（第４条関係）

行政職給料表等級別基準職務表

| 職務の級 | 基準となる職務           |
|------|-------------------|
| １級   | 定型的又は補助的な業務を行う職務  |
| ２級   | 相当の知識又は経験を必要とする職務 |

別表第２（第４条関係）

医療職給料表（三）等級別基準職務表

| 職務の級 | 職務内容   |
|------|--------|
| ２級   | 保健師の職務 |

## 議案第 3 号

茨城県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する手続及び効果に関する  
条例の制定について

茨城県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例を別  
紙のとおり制定する。

令和 2 年 2 月 21 日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長      豊   田      稔

（提案理由）

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条第 3 項の規定に基づき、茨城県後期  
高齢者医療広域連合職員の分限に関する手続及び効果を定めるため、この条例案を提出  
するものである。

---

茨城県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する手続及び効果に関する  
条例

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第  
28 条第 3 項の規定に基づき、茨城県後期高齢者医療広域連合の職員（以下「職員」と  
いう。）の降任、免職、休職及び降給の手続及び効果に関し必要な事項を定めるもの  
とする。

（休職の事由）

第 2 条 法第 28 条第 2 項各号に定める場合のほか、職員が水難、火災その他の災害によ  
り生死不明又は所在不明となった場合には、これを休職にすることができる。

（降任、免職及び休職の手続）

第3条 任命権者は、法第28条第1項第2号の規定に該当するものとして職員を降任し、若しくは免職する場合若しくは同条第2項第1号の規定に該当するものとして職員を休職する場合又は当該職員を復職させる場合においては、医師の診断を行わせなければならない。

2 職員の降任、免職、休職及び降給の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(休職の効果)

第4条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、3年を超えない範囲内において休養を要する程度に応じ個々の場合において任命権者が定める。

2 任命権者は、前項の規定による期間中であっても、その事由が消滅したと認められるときは、すみやかに復職を命じなければならない。

3 法第28条第2項第2号の規定に該当する場合における休職の期間は、当該刑事事件が裁判所に係属する間とする。

4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

第5条 休職者は、職員としての身分を保有するが職務には従事しない。

2 休職者は、休職の期間中法令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、いかなる給与も支給されない。

(失職の例外)

第6条 任命権者は、禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された職員のうち、その刑に係る罪を公務遂行中の過失又は通勤途上の交通事故により犯した者については、情状により特に必要と認めるときは、その職を失わないものとすることができる。

2 前項の規定によりその職を失わないものとされた職員がその刑の執行猶予の言渡しを取り消されたときは、その取消しの日にその職を失うものとする。

(条例の特例)

第7条 第2条から前条までの規定にかかわらず、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の規定により茨城県後期高齢者医療広域連合に他の地方公共団体(以下「派遣元」という。)から派遣される職員の降任、免職、休職及び降給については、派遣元の関係規定を適用し、広域連合の長の報告に基づき、派遣元の長が行うものとする。

附 則

この条例は、令和２年４月１日から施行する。

## 議案第 4 号

茨城県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の  
制定について

茨城県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例を別紙のと  
おり制定する。

令和 2 年 2 月 21 日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊 田 稔

(提案理由)

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 29 条第 4 項の規定に基づき、茨城県後期  
高齢者医療広域連合職員の懲戒の手續及び効果を定めるため、この条例案を提出するも  
のである。

---

茨城県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第  
29 条第 4 項の規定に基づき、茨城県後期高齢者医療広域連合の職員（以下「職員」と  
いう。）の懲戒の手續及び効果に関し必要な事項を定めるものとする。

(懲戒の手續)

第 2 条 懲戒処分としての戒告、減給、停職又は免職の処分は、その旨を記載した書面  
を当該職員に交付して行わなければならない。

(減給の効果)

第 3 条 減給は、1 年以下の期間、給料月額（法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員  
については、報酬の額）の 10 分の 1 以下の額を給与から減ずるものとする。

(停職の効果)

第4条 停職の期間は、1日以上1年以下とする。

2 停職者は、その職を保有するが、職務には従事しない。

3 停職者には停職の期間中いかなる給与も支給しない。

(条例の特例)

第5条 第2条から前条までの規定にかかわらず、地方自治法(昭和22年法律第67号)

第252条の17の規定により茨城県後期高齢者医療広域連合に他の地方公共団体(以下「派遣元」という。)から派遣される職員の懲戒については、派遣元の関係規定を適用し、広域連合の長の報告に基づき、派遣元の長が行うものとする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。



## 議案第 5 号

茨城県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の制定について

茨城県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和 2 年 2 月 21 日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長      豊   田      稔

### （提案理由）

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 2 条第 1 項、第 3 条第 2 項、第 5 条第 2 項、第 7 条、第 8 条、第 10 条第 1 項及び第 2 項、第 14 条及び第 15 条、第 17 条、第 18 条第 3 項並びに第 19 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、茨城県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるため、この条例案を提出するものである。

---

### 茨城県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例

### （目的）

第 1 条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。）第 2 条第 1 項、第 3 条第 2 項、第 5 条第 2 項、第 7 条、第 8 条、第 10 条第 1 項及び第 2 項、第 14 条及び第 15 条（これらの規定を同法第 17 条において準用する場合を含む。）、第 17 条、第 18 条第 3 項並びに第 19 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

（育児休業をすることができない職員）

第 2 条 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員

(2) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

(イ) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

(ウ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員

イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下、この号及び同条において「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする非常勤職員

（育児休業法第2条第1項の条例で定める者）

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に、同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める日）

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日

- (2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。） 当該子が1歳2か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）
- (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日
- ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合
- イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が変更され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合

(2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第2条の5 育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

(2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認を取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

- (3) 育児休業をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより当該育児休業の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。
- (4) 育児休業をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。
- (5) 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）
- (6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について再度の育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。
- (7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。
- (8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする事。

（育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情）

第4条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこととする。

（育児休業の承認の取消事由）

第5条 育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするときとする。

（育児休業に伴う任期付採用に係る任期の更新）

第6条 任命権者は育児休業法第6条第3項の規定により任期を更新する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）

第7条 期末手当及び勤勉手当（以下「期末手当等」という。）の基準日に育児休業をしている職員（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）の期末手当等の支給については、当該職員を派遣した地方公共団体の育児休業等について定めた条例等の規定による。

2 期末手当の基準日に育児休業をしている職員（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に限る。）のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整）

第8条 育児休業をした職員（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）が職務に復帰した場合において、当該職員の給料号給の調整は、当該職員を派遣した地方公共団体の育児休業等について定めた条例等の規定による。

（育児休業をした職員の退職手当の取扱い）

第9条 育児休業をした職員の退職手当の取扱いは、当該職員を派遣した地方公共団体の育児休業等について定めた条例等の規定による。

（育児短時間勤務をすることができない職員）

第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員とする。

（育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情）

第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

（1）育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。

以下同じ。）をしている職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

- (2) 育児短時間勤務をしている職員が、第 14 条第 1 号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第 3 条第 2 号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。
- (3) 育児短時間勤務をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。
- (4) 育児短時間勤務をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により当該育児短時間勤務に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。
- (5) 育児短時間勤務の承認が、第 14 条第 2 号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。
- (6) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3 月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）
- (7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

（育児休業法第 10 条第 1 項第 5 号の条例で定める勤務の形態）

第 12 条 育児休業法第 10 条第 1 項第 5 号の条例で定める勤務の形態は、茨城県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 19 年条例第 8 号。以下「勤務時間条例」という。）第 4 条の規定の適用を受ける職員については、次に掲げる勤務の形態（育児休業法第 10 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに掲げる勤務の形態以外の形態であって、勤務日が引き続き規則で定める日数を超えず、かつ、1 回の勤務が規則で定める時間を超えないものに限る。）とする。

- (1) 4 週間ごとの期間につき 8 日以上を週休日とし、当該期間につき 1 週間当たりの勤務時間が 19 時間 25 分、19 時間 35 分、23 時間 15 分又は 24 時間 35 分となるように勤務すること。

(2) 4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 1 日以上の割合の日を週休日とし、当該期間につき 1 週間当たりの勤務時間が 19 時間 25 分、19 時間 35 分、23 時間 15 分又は 24 時間 35 分となるように勤務すること。

(育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続)

第 13 条 育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、規則で定める育児短時間勤務承認請求書により、育児短時間勤務を始めようとする日又はその期間の末日の翌日の 1 月前までに行うものとする。

(育児短時間勤務の承認の取消事由)

第 14 条 育児休業法第 12 条において準用する同法第 5 条第 2 項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認しようとするとき。

(2) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務を承認しようとするとき。

(育児休業法第 17 条の条例で定めるやむを得ない事情)

第 15 条 育児休業法第 17 条の条例で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 過員を生ずること。

(2) 当該育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員（育児休業法第 18 条第 1 項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。）を短時間勤務職員として引き続き任用しておくことができないこと。

(育児短時間勤務の例による短時間勤務に係る職員への通知)

第 16 条 任命権者は、育児休業法第 17 条の規定による短時間勤務をさせる場合又は当該短時間勤務が終了した場合には、職員に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

(育児短時間勤務をした職員の退職手当の取扱い)

第 17 条 育児短時間勤務をした職員の退職手当の取扱いは、当該職員を派遣した地方公共団体の育児休業等について定めた条例等の規定による。

(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任用に係る任期の更新)

第 18 条 第 6 条の規定は、短時間勤務職員の任期の更新について準用する。

(部分休業をすることができない職員)

第 19 条 育児休業法第 19 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 育児休業法第 17 条の規定による短時間勤務をしている職員



(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

ア 特定職に引き続き在職した期間が 1 年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員  
（部分休業の承認）

第 20 条 部分休業（育児休業法第 19 条第 1 項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）

の承認は、勤務時間条例第 6 条に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30 分を単位として行うものとする。

2 労働基準法第 67 条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）に対する部分休業の承認については、1 日につき 2 時間から当該育児時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1 日につき、当該非常勤職員について 1 日につき定められた勤務時間から 5 時間 45 分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）第 61 条第 32 項において読み替えて準用する同条第 29 項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2 時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

（部分休業をしている職員の給与の取扱い）

第 21 条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合の給与等の取扱いについては、当該職員を派遣した地方公共団体の育児休業等について定めた条例等の規定による。

（部分休業の承認の取消事由）

第 22 条 第 14 条の規定は、部分休業について準用する。

（委任）

第 23 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 6 号

会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定  
について

会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定  
する。

令和 2 年 2 月 21 日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長      豊   田   稔

(提案理由)

地方公務員法及び地方自治法の一部改正により令和 2 年 4 月 1 日から施行される会計年度任用職員制度の導入に伴い、関係条例を整備するため、この条例案を提出するものである。

---

会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例

(茨城県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第 1 条 茨城県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 19 年茨城県後期高齢者医療広域連合条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条の見出し中「非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条中「非常勤職員」を「地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員」に改める。

(茨城県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第 2 条 茨城県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 19 年茨城県後期高齢者医療広域連合条例第 20 号）の一部を次のように改正す

る。

第3条第1項中「占める職員」の次に「及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

（茨城県後期高齢者医療広域連合職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正）

第3条 茨城県後期高齢者医療広域連合職員の服務の宣誓に関する条例（平成19年茨城県後期高齢者医療広域連合条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の服務の宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

## 議案第 7 号

### 令和 2 年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

令和 2 年度茨城県後期高齢者医療広域連合の一般会計予算は、次に定めるところによる。

#### (歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,077,516 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

#### (一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定により準用する同法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000 千円と定める。

令和 2 年 2 月 21 日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊 田 稔

# 第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

| 款                 | 項             | 金 額             |
|-------------------|---------------|-----------------|
| 1 分 担 金 及 び 負 担 金 |               | 1, 0 7 3, 1 2 4 |
|                   | 1 負 担 金       | 1, 0 7 3, 1 2 4 |
| 2 財 産 収 入         |               | 4               |
|                   | 1 財 産 運 用 収 入 | 4               |
| 3 繰 入 金           |               | 1               |
|                   | 1 基 金 繰 入 金   | 1               |
| 4 繰 越 金           |               | 2, 0 0 0        |
|                   | 1 繰 越 金       | 2, 0 0 0        |
| 5 諸 収 入           |               | 2, 3 8 7        |
|                   | 1 預 金 利 子     | 1               |
|                   | 2 雑 入         | 2, 3 8 6        |
| 歳 入 合 計           |               | 1, 0 7 7, 5 1 6 |

歳 出

(単位 千円)

| 款       | 項           | 金 額             |
|---------|-------------|-----------------|
| 1 議 会 費 |             | 1, 8 7 5        |
|         | 1 議 会 費     | 1, 8 7 5        |
| 2 総 務 費 |             | 2 7 6, 3 1 1    |
|         | 1 総 務 管 理 費 | 2 7 6, 0 4 7    |
|         | 2 選 挙 費     | 1 1 9           |
|         | 3 監 査 委 員 費 | 1 4 5           |
| 3 民 生 費 |             | 7 9 7, 3 2 9    |
|         | 1 社 会 福 祉 費 | 7 9 7, 3 2 9    |
| 4 公 債 費 |             | 1               |
|         | 1 公 債 費     | 1               |
| 5 予 備 費 |             | 2, 0 0 0        |
|         | 1 予 備 費     | 2, 0 0 0        |
| 歳 出 合 計 |             | 1, 0 7 7, 5 1 6 |

一般会計

## 議案第 8 号

### 令和 2 年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

令和 2 年度茨城県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

#### (歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 338,340,154 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

#### (一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定により準用する同法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000,000 千円と定める。

#### (歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 292 条の規定により準用する同法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 2 年 2 月 21 日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊 田 稔

# 第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

| 款                | 項                     | 金 額                   |
|------------------|-----------------------|-----------------------|
| 1 市 町 村 負 担 金    |                       | 6 3 , 4 8 7 , 5 2 8   |
|                  | 1 市 町 村 負 担 金         | 6 3 , 4 8 7 , 5 2 8   |
| 2 国 庫 支 出 金      |                       | 1 0 9 , 1 4 0 , 6 6 5 |
|                  | 1 国 庫 負 担 金           | 8 1 , 1 8 6 , 9 7 2   |
|                  | 2 国 庫 補 助 金           | 2 7 , 9 5 3 , 6 9 3   |
| 3 県 支 出 金        |                       | 2 8 , 0 9 0 , 2 3 5   |
|                  | 1 県 負 担 金             | 2 8 , 0 9 0 , 2 3 4   |
|                  | 2 財 政 安 定 化 基 金 交 付 金 | 1                     |
| 4 支 払 基 金 交 付 金  |                       | 1 3 6 , 0 3 6 , 3 6 2 |
|                  | 1 支 払 基 金 交 付 金       | 1 3 6 , 0 3 6 , 3 6 2 |
| 5 特別高額医療費共同事業交付金 |                       | 1 0 5 , 6 4 1         |
|                  | 1 特別高額医療費共同事業交付金      | 1 0 5 , 6 4 1         |
| 6 財 産 収 入        |                       | 3 2                   |
|                  | 1 財 産 運 用 収 入         | 3 2                   |
| 7 繰 入 金          |                       | 7 9 7 , 3 3 0         |
|                  | 1 一 般 会 計 繰 入 金       | 7 9 7 , 3 2 9         |
|                  | 2 基 金 繰 入 金           | 1                     |
| 8 繰 越 金          |                       | 7                     |
|                  | 1 繰 越 金               | 7                     |
| 9 県財政安定化基金借入金    |                       | 1                     |
|                  | 1 県財政安定化基金借入金         | 1                     |
| 10 諸 収 入         |                       | 6 8 2 , 3 5 3         |
|                  | 1 延滞金、加算金及び過料         | 3                     |
|                  | 2 預 金 利 子             | 7 , 6 5 3             |
|                  | 3 雑 入                 | 6 7 4 , 6 9 7         |
| 歳 入 合 計          |                       | 3 3 8 , 3 4 0 , 1 5 4 |

## 歳 出

(単位 千円)

| 款                | 項                     | 金 額                 |
|------------------|-----------------------|---------------------|
| 1 総 務 費          |                       | 8 3 6, 8 3 7        |
|                  | 1 総 務 管 理 費           | 8 3 5, 5 3 0        |
|                  | 2 賦 課 徴 収 費           | 1, 3 0 7            |
| 2 保 険 給 付 費      |                       | 3 3 6, 0 7 2, 2 8 4 |
|                  | 1 療 養 諸 費             | 3 2 0, 9 8 8, 5 1 6 |
|                  | 2 高 額 療 養 諸 費         | 1 3, 8 1 1, 7 1 8   |
|                  | 3 そ の 他 医 療 給 付 費     | 1, 2 7 2, 0 5 0     |
| 3 県財政安定化基金拠出金    |                       | 9 1, 7 2 0          |
|                  | 1 県財政安定化基金拠出金         | 9 1, 7 2 0          |
| 4 特別高額医療費共同事業拠出金 |                       | 1 0 5, 8 4 4        |
|                  | 1 特別高額医療費共同事業拠出金      | 1 0 5, 8 4 4        |
| 5 保 健 事 業 費      |                       | 8 3 7, 5 7 4        |
|                  | 1 健 康 保 持 増 進 事 業 費   | 8 3 7, 5 7 4        |
| 6 基 金 積 立 金      |                       | 3 3 2, 9 2 1        |
|                  | 1 基 金 積 立 金           | 3 3 2, 9 2 1        |
| 7 公 債 費          |                       | 1, 0 5 6            |
|                  | 1 県財政安定化基金償還金         | 1                   |
|                  | 2 公 債 費               | 1, 0 5 5            |
| 8 諸 支 出 金        |                       | 5 6, 9 1 8          |
|                  | 1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金 | 5 6, 9 1 8          |
| 9 予 備 費          |                       | 5, 0 0 0            |
|                  | 1 予 備 費               | 5, 0 0 0            |
| 歳 出 合 計          |                       | 3 3 8, 3 4 0, 1 5 4 |



## 議案第 9 号

### 令和元年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第 2 号)

令和元年度茨城県後期高齢者医療広域連合の一般会計補正予算(第 2 号)は、次に定めるところによる。

#### (歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ62,999千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ977,127千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 2 月 21 日 提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊 田 稔

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

| 款          | 項             | 補正前の額     | 補 正 額   | 計       |
|------------|---------------|-----------|---------|---------|
| 1 分担金及び負担金 |               | 1,028,950 | △62,901 | 966,049 |
|            | 1 負 担 金       | 1,028,950 | △62,901 | 966,049 |
| 2 財 産 収 入  |               | 4         | 1       | 5       |
|            | 1 財 産 運 用 収 入 | 4         | 1       | 5       |
| 5 諸 収 入    |               | 1,945     | △99     | 1,846   |
|            | 1 預 金 利 子     | 5         | △4      | 1       |
|            | 2 雑 入         | 1,940     | △95     | 1,845   |
| 歳 入 合 計    |               | 1,040,126 | △62,999 | 977,127 |

歳 出

(単位 千円)

| 款       | 項           | 補正前の額     | 補 正 額   | 計       |
|---------|-------------|-----------|---------|---------|
| 1 議 会 費 |             | 3,882     | △2,203  | 1,679   |
|         | 1 議 会 費     | 3,882     | △2,203  | 1,679   |
| 2 総 務 費 |             | 267,500   | △6,119  | 261,381 |
|         | 1 総 務 管 理 費 | 267,207   | △6,119  | 261,088 |
| 3 民 生 費 |             | 766,743   | △54,677 | 712,066 |
|         | 1 社 会 福 祉 費 | 766,743   | △54,677 | 712,066 |
| 歳 出 合 計 |             | 1,040,126 | △62,999 | 977,127 |

議案第 10 号

令和元年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補  
正予算（第 2 号）

令和元年度茨城県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計補正予算  
（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 3,691,826 千円を減額し、歳入歳  
出予算の総額を歳入歳出それぞれ 339,634,530 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入  
歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 2 月 21 日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊 田 稔

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

| 款               | 項               | 補正前の額       | 補 正 額      | 計           |
|-----------------|-----------------|-------------|------------|-------------|
| 1 市 町 村 負 担 金   |                 | 58,291,759  | △524,861   | 57,766,898  |
|                 | 1 市 町 村 負 担 金   | 58,291,759  | △524,861   | 57,766,898  |
| 2 国 庫 支 出 金     |                 | 111,043,522 | △1,468,801 | 109,574,721 |
|                 | 1 国 庫 負 担 金     | 80,782,098  | △831,878   | 79,950,220  |
|                 | 2 国 庫 補 助 金     | 30,261,424  | △636,923   | 29,624,501  |
| 3 県 支 出 金       |                 | 27,946,097  | △345,746   | 27,600,351  |
|                 | 1 県 負 担 金       | 27,946,096  | △345,746   | 27,600,350  |
| 4 支 払 基 金 交 付 金 |                 | 135,713,195 | △1,468,738 | 134,244,457 |
|                 | 1 支 払 基 金 交 付 金 | 135,713,195 | △1,468,738 | 134,244,457 |
| 6 財 産 収 入       |                 | 214         | 30         | 244         |
|                 | 1 財 産 運 用 収 入   | 214         | 30         | 244         |
| 7 繰 入 金         |                 | 2,368,683   | 264,591    | 2,633,274   |
|                 | 1 一 般 会 計 繰 入 金 | 766,743     | △54,677    | 712,066     |
|                 | 2 基 金 繰 入 金     | 1,601,940   | 319,268    | 1,921,208   |
| 10 諸 収 入        |                 | 667,098     | △148,301   | 518,797     |
|                 | 2 預 金 利 子       | 17,396      | △3,422     | 13,974      |
|                 | 3 雑 入           | 649,699     | △144,879   | 504,820     |
| 歳 入 合 計         |                 | 343,326,356 | △3,691,826 | 339,634,530 |

## 歳 出

(単位 千円)

| 款           | 項                 | 補正前の額       | 補 正 額      | 計           |
|-------------|-------------------|-------------|------------|-------------|
| 1 総 務 費     |                   | 860,858     | △65,230    | 795,628     |
|             | 1 総 務 管 理 費       | 859,613     | △65,709    | 793,904     |
|             | 2 賦 課 徴 収 費       | 1,245       | 479        | 1,724       |
| 2 保 険 給 付 費 |                   | 334,143,104 | △3,618,641 | 330,524,463 |
|             | 1 療 養 諸 費         | 318,606,472 | △2,814,552 | 315,791,920 |
|             | 2 高 額 療 養 諸 費     | 14,221,882  | △734,689   | 13,487,193  |
|             | 3 そ の 他 医 療 給 付 費 | 1,314,750   | △69,400    | 1,245,350   |
| 5 保 健 事 業 費 |                   | 714,355     | △10,826    | 703,529     |
|             | 1 健康保持増進事業費       | 714,355     | △10,826    | 703,529     |
| 6 基 金 積 立 金 |                   | 310,648     | 30         | 310,678     |
|             | 1 基 金 積 立 金       | 310,648     | 30         | 310,678     |
| 8 諸 支 出 金   |                   | 7,106,507   | 2,841      | 7,109,348   |
|             | 1 償還金及び還付加算金      | 7,106,507   | 2,841      | 7,109,348   |
| 歳 出 合 計     |                   | 343,326,356 | △3,691,826 | 339,634,530 |

## 報告第 1 号

### 専決処分の報告及び承認を求めることについて

第三者行為による損害賠償請求権に基づく訴えの提起について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定により準用する同法第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 2 年 2 月 21 日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊 田 稔

### （専決処分の理由）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定により準用する同法第 179 条第 1 項の規定に基づき、第三者行為による損害賠償請求権に基づく訴えの提起をすることについて、専決処分した。

---

### 専 決 処 分 書

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 58 条により取得した損害賠償請求権に基づき、下記のとおり訴えの提起をすることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定により準用する同法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分する。

令和元年 11 月 19 日

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊 田 稔

記

## 1 相手方

茨城県ひたちなか市 個人

## 2 事件の要旨

- (1) 平成 28 年 9 月 18 日に茨城県後期高齢者医療被保険者（以下「被害者」という。）が、道路を横断中に相手方の運転する普通乗用自動車に衝突され、受傷した。
- (2) 茨城県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）は、被害者が相手方に対して有する損害賠償請求権を代位取得した。
- (3) 広域連合は、相手方に損害賠償請求金 12,802,631 円を請求したが支払われなかった。よって、広域連合は、相手方に対し次の請求の内容により提起する。

## 3 請求の趣旨

- (1) 相手方に対し損害賠償金の支払いを求めるもの。
- (2) 上記の金額につき、訴状送達の日から完済の日まで年 5 分の割合で遅延損害金の支払いを求めるもの。
- (3) 相手方に対し訴訟費用の負担を求めるもの。

## 4 訴訟遂行の方針

- (1) 判決の結果必要がある場合は、上訴する。
- (2) 必要がある場合は、適当と認める条件で和解することができるものとする。

## 議案第 11 号

### 訴えの提起について

別紙のとおり訴えの提起をすることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定により準用する同法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 21 日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長      豊   田   稔

### （提案理由）

茨城県後期高齢者医療広域連合は、第三者行為による損害賠償請求権に基づき、損害賠償金を相手方に求償したが、定められた期日までに支払いがないため、訴えによりその支払いを求めるものである。

---

### 訴えの提起について

#### 1 相手方

茨城県土浦市   個人

#### 2 事件の要旨

- （1）平成28年10月25日に茨城県後期高齢者医療被保険者（以下「被害者」という。）が道路を横断中に相手方の運転する普通乗用自動車に衝突され、受傷した。
- （2）茨城県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）は、被害者が相手方に対して有する損害賠償請求権を代位取得した。
- （3）広域連合は、相手方に損害賠償請求金 26,162,522 円を請求したが支払われなかった。よって、広域連合は、相手方に対し次の請求の内容により提起する。



### 3 請求の趣旨

- (1) 相手方に対し損害賠償金の支払いを求めるもの。
- (2) 上記の金額につき、訴状送達の日翌日から完済の日まで年5分の割合で遅延損害金の支払いを求めるもの。
- (3) 相手方に対し訴訟費用の負担を求めるもの。

### 4 訴訟遂行の方針

- (1) 判決の結果必要がある場合は、上訴する。
- (2) 必要がある場合は、適当と認める条件で和解することができるものとする。

## 議案第 12 号

### 訴えの提起について

別紙のとおり訴えの提起をすることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定により準用する同法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 21 日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長      豊   田   稔

### （提案理由）

茨城県後期高齢者医療広域連合は、第三者行為による損害賠償請求権に基づき、損害賠償金を相手方に求償したが、定められた期日までに支払いがないため、訴えによりその支払いを求めるものである。

---

### 訴えの提起について

#### 1 相手方

茨城県土浦市   個人

#### 2 事件の要旨

- （1）平成29年10月23日に茨城県後期高齢者医療被保険者（以下「被害者」という。）が道路を横断中に相手方の運転する普通乗用自動車に衝突され、受傷した。
- （2）茨城県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）は、被害者が相手方に対して有する損害賠償請求権を代位取得した。
- （3）広域連合は、相手方に損害賠償請求金 8,456,209 円を請求したが支払われなかった。よって、広域連合は、相手方に対し次の請求の内容により提起する。

### 3 請求の趣旨

- (1) 相手方に対し損害賠償金の支払いを求めるもの。
- (2) 上記の金額につき、訴状送達の日翌日から完済の日まで年5分の割合で遅延損害金の支払いを求めるもの。
- (3) 相手方に対し訴訟費用の負担を求めるもの。

### 4 訴訟遂行の方針

- (1) 判決の結果必要がある場合は、上訴する。
- (2) 必要がある場合は、適当と認める条件で和解することができるものとする。

## 議案第 13 号

### 茨城県後期高齢者医療広域連合第 3 次広域計画の一部改定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 291 条の 7 第 3 項の規定に基づき、茨城県後期高齢者医療広域連合第 3 次広域計画の一部を別紙のとおり改定するにあたり、議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 21 日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長      豊   田   稔

#### (提案理由)

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第 9 号）が公布され、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）が一部改正されたことに伴い、同法律第 125 条第 4 項の規定に基づき、第 3 次広域計画の一部を改定するため、この改定案を提出するものである。

---

### 茨城県後期高齢者医療広域連合第 3 次広域計画の一部改定

茨城県後期高齢者医療広域連合第 3 次広域計画の一部を次のように改定する。

はじめに中「今回策定します」を削り、「より推進すべき」を「一層推進すべき」に改め、「施策を定めました。」の次に「この度、令和 2 年 4 月から高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施が開始されることに伴い、第 3 次広域計画の一部を改定するものです。」を加え、「平成 29 年 2 月」を「令和 2 年 2 月」に改める。

第 1 広域計画の趣旨中「地方自治法」の次に「(昭和 22 年法律第 67 号)」を加え、「本年度」を「平成 28 年度」に、「第 3 次広域計画を策定するものです。」を「第 3 次広域計画を策定しました。この度、令和元年 5 月に「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」が公布され、高齢者の医療の確保

に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）が一部改正されたことに伴い、後期高齢者医療広域連合は、高齢者保健事業を行うに当たっては、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施するものとされたことから、高齢者の様々な状況に応じ市町村との連携のもと、効果的で効率的な保健事業の実施を推進するため、広域計画の一部を改定するものです。」に改める。

第 3 高齢者医療を取り巻く現状と課題 2 課題中「支障をきたすことが考えられます。」の次に「特に後期高齢者は複数疾患の合併症やフレイル、多剤処方の状態に陥るなど健康上の不安が大きくなるため、高齢者の特性を踏まえた効率的かつ効果的な健康支援・相談を行うことが必要であるといえます。」を加える。

第 5 基本方針 2 健康の保持増進中「医療費分析に基づき、」の次に「高齢者の特性を踏まえた効率的かつ効果的な健康支援・相談を行うとともに」を加え、「効果的な事業に」を削る。

第 6 基本施策 2 保健事業の推進に次の 1 号を加える。

(6) 広域連合と市町村は、高齢者の心身の多様な課題に対し、きめ細やかな支援を実施するため、後期高齢者の保健事業について、それぞれの役割を明確にしつつ、相互に連携し、市町村が行う介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保健事業を一体的に実施します。

第 7 広域連合及び市町村が行う事務中「受付等の事務を行います。」の次に「また、保健事業及び医療費適正化に関する事務に当たっては、広域連合と市町村が連携し、実施します。」を加え、「主な事務は次のとおりです。」を「広域連合と市町村が行う主な事務は次のとおりです。」に改め、表 9 を次のように改める。

表 9 広域連合及び市町村が行う主な事務

| 区分          | 広域連合が行う事務                                                                                                            | 市町村が行う事務                                                                                                                                                              |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 資格の管理に関すること | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資格管理</li> <li>・ 障害認定</li> <li>・ 被保険者証等の交付</li> <li>・ 一部負担金の割合の判定</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民基本台帳情報等の提供</li> <li>・ 資格管理に関する申請等の受付</li> <li>・ 資格管理に関する諸証明書の引渡し</li> <li>・ 障害認定申請の受付</li> <li>・ 被保険者証等の引渡し及び回収</li> </ul> |
| 医療給付に関すること  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療給付等の審査支払</li> <li>・ 一部負担金減免及び徴収猶予の決定</li> <li>・ 給付制限の決定</li> </ul>        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療給付等に関する各種申請の受付</li> </ul>                                                                                                  |

|                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 保 険 料 の 賦<br>課 ・ 徴 収 に<br>関 する 事 項 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所得情報の収集</li> <li>・ 保険料率の決定</li> <li>・ 保険料額の算定及び賦課</li> <li>・ 保険料減免及び徴収猶予の決定</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所得の把握及び広域連合への情報提供</li> <li>・ 保険料額決定通知書兼納入通知書の送付</li> <li>・ 保険料及び延滞金の徴収</li> <li>・ 保険料等負担金の広域連合への納付</li> </ul>                                                                                                                                                                       |
| 保 健 事 業 に<br>関 する 事 項              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ データヘルス計画の策定及び評価</li> <li>・ 医療費分析の実施</li> <li>・ 市町村への健康診査の委託</li> <li>・ 歯科健康診査の実施</li> <li>・ 市町村が実施する健康増進事業の支援</li> <li>・ 市町村へ高齢者の保健事業と介護予防の一体的な事業の委託</li> <li>◇ 県内の共通課題の把握・検討</li> <li>◇ 市町村への情報提供</li> <li>◇ 事例の紹介</li> <li>◇ 県や国民健康保険団体連合会及び県医療関係団体との調整</li> <li>◇ 市町村における保健事業の取組状況等の整理・把握・分析、市町村への支援</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健康診査の実施</li> <li>・ 健康増進に関する事業の実施</li> <li>・ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な事業の実施</li> <li>◇ 基本的な方針の策定</li> <li>◇ 市町村の地域課題の把握・検討</li> <li>◇ 関係部署間の情報共有・連携</li> <li>◇ 広域連合との情報共有</li> <li>◇ かかりつけ医等地域の医療関係団体との連携</li> <li>◇ 事業の企画調整</li> <li>◇ 高齢者に対する医療等サービスへの接続支援</li> <li>◇ 事業の評価・報告</li> </ul> |
| 医 療 費 適 正<br>化 に 関 する<br>事 項       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療費通知の送付</li> <li>・ 後発医薬品の利用差額通知の送付及び普及啓発</li> <li>・ レセプト点検の実施</li> <li>・ 療養費の適正化の推進</li> <li>・ 第三者行為損害賠償求償事務の実施</li> <li>・ 重複・頻回受診者等への訪問指導の実施</li> <li>・ 不正利得及び不当利得の債権管理</li> </ul>                                                                                                                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 後発医薬品の普及啓発</li> <li>・ 第三者行為求償届出の受付</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                       |
| そ の 他                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ホームページ、パンフレット及び出前講座等による情報提供</li> <li>・ 電算システムの保守・運用管理等</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ホームページや広報紙等による情報提供</li> <li>・ 電算システムの運用</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                  |

議案第 14 号

茨城県後期高齢者医療広域連合監査委員選任の同意を求めることについて

茨城県後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年市町村指令第 23 号）第 17 条第 2 項の規定に基づき、識見を有する者として、下記の者を監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものである。

令和 2 年 2 月 21 日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊 田 稔

記

|      |                      |
|------|----------------------|
| 氏 名  | お ぬま ひとし<br>小 沼 均    |
| 生年月日 | 昭和 23 年 5 月 31 日     |
| 住 所  | 水戸市見和 1 丁目 378 番地 15 |

（提案理由）

茨城県後期高齢者医療広域連合監査委員が令和 2 年 3 月 31 日をもって任期満了となるため、上記の者を監査委員に選任したいので議会の同意を求めるものである。

## 参 考

お ぬま ひとし  
小 沼 均 氏略歴

|           |                |
|-----------|----------------|
| 昭和46年 4 月 | 茨城県職員に採用       |
| 平成19年 4 月 | 茨城県議会事務局長に就任   |
| 平成21年 3 月 | 茨城県議会事務局長を退職   |
| 平成21年 4 月 | 水戸赤十字病院事務部長に就任 |
| 平成23年 3 月 | 水戸赤十字病院事務部長を退職 |
| 平成23年 4 月 | 茨城県代表監査委員に就任   |
| 平成27年 3 月 | 茨城県代表監査委員を退任   |
|           | 現在に至る          |



議案第 15 号

茨城県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求めることについて

茨城県後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年市町村指令第 23 号）第 17 条第 2 項の規定に基づき、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員のうちから、下記の者を監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものである。

令和 2 年 2 月 21 日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長      豊   田   稔

記

|          |                                                      |
|----------|------------------------------------------------------|
| 氏      名 | さか      もと      じゅん      じ<br>坂      本      純      治 |
| 生年月日     | 昭和 33 年 5 月 2 日                                      |
| 住      所 | 東茨城郡大洗町磯浜町 683 番地                                    |

（提案理由）

令和元年 10 月 31 日に議会選出の監査委員の任期が終了した。よって、適任である坂本純治氏を選任したいため、議会の同意を求めるものである。

## 参 考

さか もと じゅん じ  
坂 本 純 治 氏略歴

|             |                       |
|-------------|-----------------------|
| 平成 7 年 11 月 | 大洗町議会議員に当選            |
| 令和元年 11 月   | 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選 |
|             | 現在に至る                 |

## 報告第 2 号

### 専決処分の報告及び承認を求めることについて

茨城県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定により準用する同法第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 2 年 2 月 21 日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長      豊   田   稔

#### （専決処分の理由）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定により準用する同法第 179 条第 1 項の規定に基づき、茨城県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員を選任することについて専決処分した。

---

### 専   決   処   分   書

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 9 条の 2 第 2 項に基づき、識見を有する者として、下記の者を公平委員会委員に選任することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定により準用する同法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分する。

令和元年 10 月 25 日

茨城県後期高齢者医療広域連合長      豊   田   稔

記

|      |                                                                                |
|------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 氏 名  | <small>かみ</small> 神 <small>やま</small> 山 <small>みつ</small> 光 <small>お</small> 男 |
| 生年月日 | 昭和 26 年 2 月 21 日                                                               |
| 住 所  | 水戸市見川 2 丁目 97 番地 3                                                             |